

安芸高田市上下水道料金審議会資料 (第1回)

日時：平成29年10月23日（月）14:30～
場所：安芸高田市市民文化センター
クリスタルアーヂョ 4階小ホール

本日の審議内容

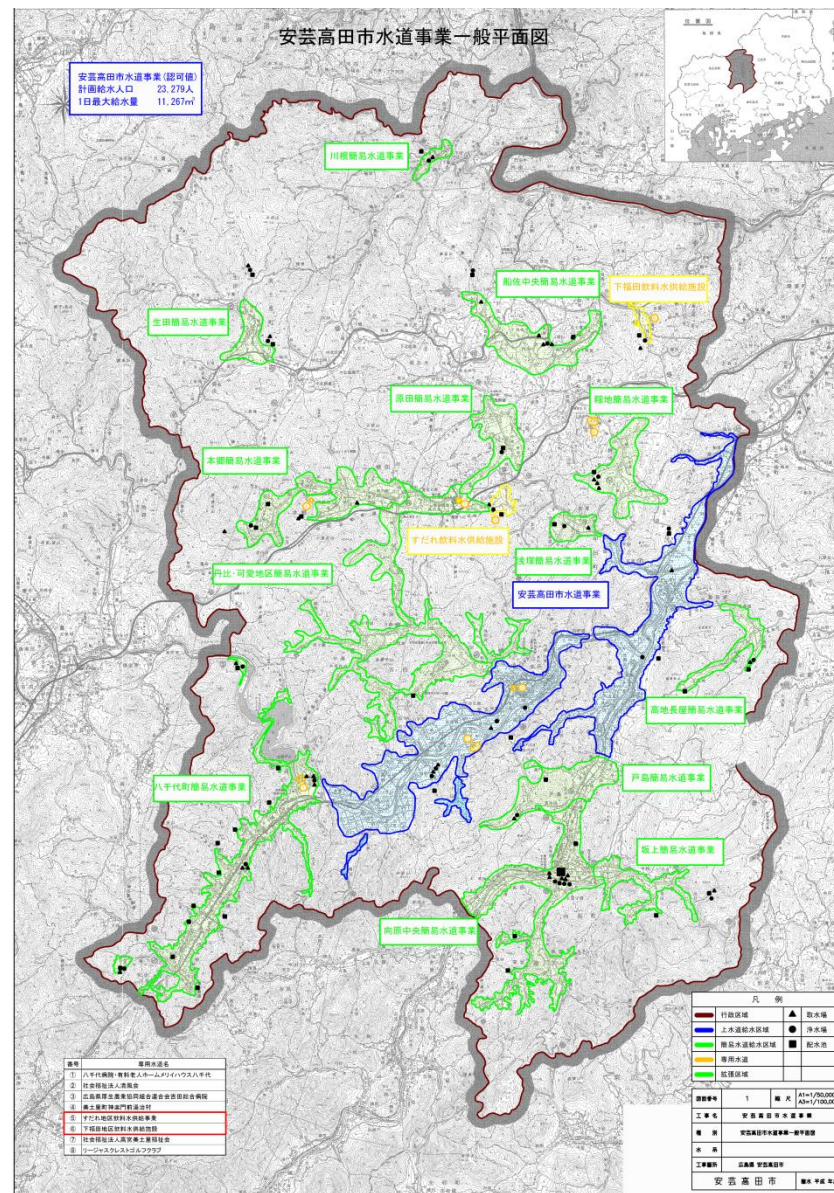
1. 安芸高田市の上下水道事業の概要・・・ 3
2. 上下水道事業の現状・・・・・・・・・・ 11
3. 上下水道事業の課題・・・・・・・・・・ 17
4. 今までの経営改善への取り組み・・・・ 34
5. 上下水道料金の原則と現在の料金・・・ 41
6. 上下水道料金の検討手順・・・・・・・・ 47
7. 今後のスケジュール・・・・・・・・・・ 48

- 【参考資料】：用語説明・・・・・・・・・・ 49

1 安芸高田市の上下水道事業の概要

(1) 水道事業

| 水道事業 | |
|---------|--------------|
| 1 | 安芸高田市水道 |
| 簡易水道事業 | |
| 1 | 丹比・可愛地区簡易水道 |
| 2 | 八千代町簡易水道 |
| 3 | 生田簡易水道 |
| 4 | 本郷簡易水道 |
| 5 | 川根簡易水道 |
| 6 | 原田簡易水道 |
| 7 | 船佐中央地区簡易水道 |
| 8 | 稼地簡易水道 |
| 9 | 浅塚簡易水道 |
| 10 | 高地長屋簡易水道 |
| 11 | 向原中央簡易水道 |
| 12 | 坂上簡易水道 |
| 13 | 戸島簡易水道 |
| 飲料水供給施設 | |
| 1 | すだれ地区飲料水供給事業 |
| 2 | 下福田地区飲料水供給施設 |



1 安芸高田市の上下水道事業の概要

(1) 水道事業

水道事業・簡易水道事業・飲料水供給施設は、給水人口により区分されます。

| | |
|---------|--------------------------|
| 水道事業 | 給水人口が5,000人を超える場合 |
| 簡易水道事業 | 給水人口が100人を超え、5,000人以下の場合 |
| 飲料水供給施設 | 給水人口が100人以下の場合 |

給水人口が100人以下である飲料水供給施設は、水道法に基づく水道事業には該当しません。規模の大きさにより区分されているのみで、水道事業・簡易水道事業・飲料水供給施設はいずれも同じ機能を有しています。

- 第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- 2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。
- 3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

1 安芸高田市の上下水道事業の概要

(1) 水道事業

各事業の概要は、以下のとおりです。

| 水道事業名 | 給水開始年度 | 現況 (H29.03) | | | |
|--------------|--------|--------------------|-------------|--------------|------------------------------------|
| | | 給水区域内 人口 (人) | 給水人口 (人) | 給水普及率 (%) | 1日最大 給水量 (m ³ /日) |
| 安芸高田市水道事業 | - | 13,692 | 12,984 | 94.8 | 6,246 |
| (吉田町) | S50 | - | - | - | - |
| (甲田町) | S39 | - | - | - | - |
| 丹比・可愛地区簡易水道 | H16 | 1,617 | 1,054 | 65.2 | 429 |
| 八千代簡易水道 | S48 | 3,671 | 3,493 | 95.2 | 1,995 |
| 生田簡易水道 | H12 | 252 | 157 | 62.3 | 72 |
| 本郷簡易水道 | H15 | 667 | 273 | 40.9 | 147 |
| 川根簡易水道 | S36 | 193 | 191 | 99.0 | 88 |
| 原田簡易水道 | S61 | 463 | 339 | 73.2 | 237 |
| 船佐中央簡易水道 | H13 | 642 | 377 | 58.7 | 159 |
| 糠地地区簡易水道 | H08 | 159 | 112 | 70.4 | 32 |
| 浅塚地区簡易水道 | H13 | 160 | 111 | 69.4 | 40 |
| 高地長屋地区簡易水道 | H19 | 171 | 76 | 44.4 | 100 |
| 向原中央簡易水道 | S30 | 3,005 | 2,505 | 83.4 | 1,199 |
| 坂上簡易水道 | H08 | 457 | 294 | 64.3 | 184 |
| 戸島簡易水道 | H12 | 374 | 196 | 52.4 | 158 |
| 下福田地区飲料水供給施設 | H12 | 47 | 47 | 100.0 | - |
| すだれ地区飲料水供給施設 | H06 | 60 | 51 | 85.0 | - |
| 合計 | | 25,630 | 22,260 | 86.9 | 11,086 |

※下福田地区・すだれ地区は給水開始年月日ではなく、竣工年月日を記載。

丹比・可愛地区と本郷地区においては現在給水区域を拡張中です。

1 安芸高田市の上下水道事業の概要

(1) 水道事業

安芸高田市水道事業は平成29年4月に水道事業の統合を行いました。

| 事業種別 | 事業名 |
|---------|--------------|
| 水道事業 | 安芸高田市水道事業 |
| 簡易水道事業 | 丹比・可愛簡易水道 |
| | 八千代町簡易水道 |
| | 生田簡易水道 |
| | 本郷簡易水道 |
| | 川根簡易水道 |
| | 原田簡易水道 |
| | 船佐中央簡易水道 |
| | 糠地地区簡易水道 |
| | 浅塚簡易水道 |
| | 高地長屋簡易水道 |
| | 向原中央簡易水道 |
| | 坂上簡易水道 |
| | 戸島簡易水道 |
| 飲料水供給施設 | 下福田地区飲料水供給施設 |
| | すだれ地区飲料水供給施設 |

H29.4より
水道事業に統合

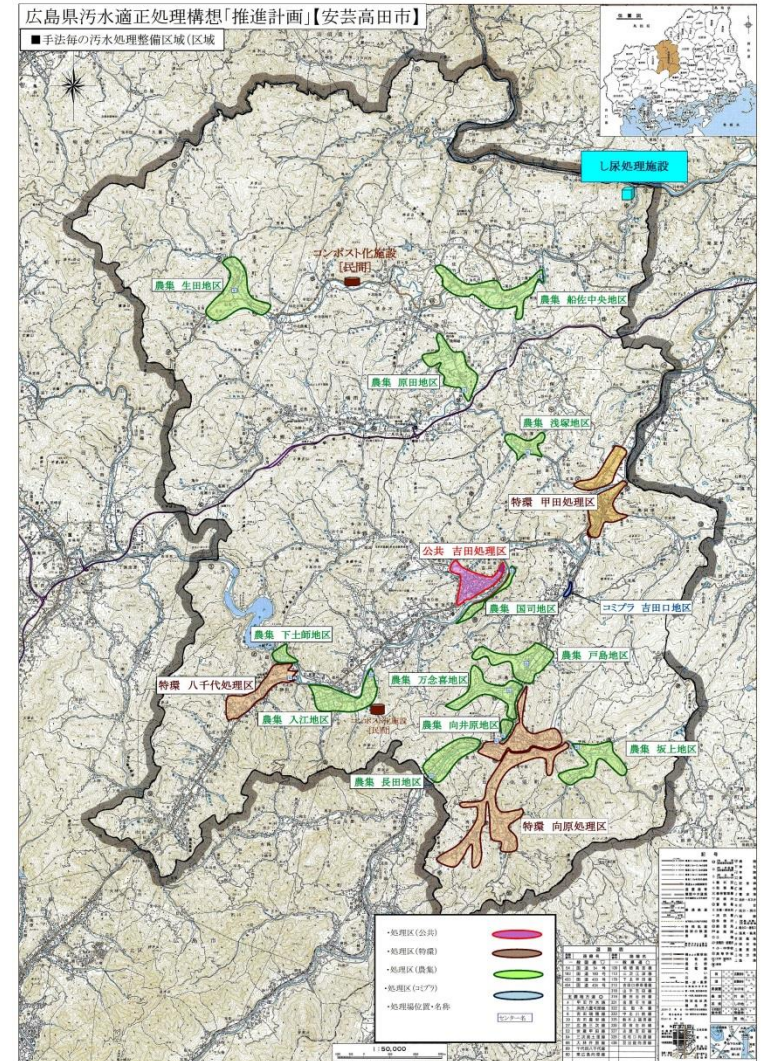
点在する集落ごとに水道が整備されており13の簡易水道及び2つの飲料水供給施設が存在し、個々に施設を有するため非効率で脆弱な経営地盤となっていました。そのため、平成29年度より住民サービスを将来にわたって継続することを目的に水道事業への統合を行いました。

1 安芸高田市の上下水道事業の概要

(2) 下水道事業

安芸高田市の下水道では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、市設置型浄化槽、5つの事業を実施しています。

| 事業名 | 処理区名等 |
|-------------|---------|
| 公共下水道 | 吉田処理区 |
| 特定環境保全公共下水道 | 八千代処理区 |
| | 甲田処理区 |
| | 向原処理区 |
| | 国司処理区 |
| | 入江処理区 |
| | 下土師処理区 |
| | 生田処理区 |
| | 原田処理区 |
| | 船佐中央処理区 |
| | 浅塚処理区 |
| 農業集落排水 | 向井原処理区 |
| | 万念喜処理区 |
| | 坂上処理区 |
| | 戸島処理区 |
| | 長田処理区 |
| | 吉田口処理区 |
| | 市設置型浄化槽 |



1 安芸高田市の上下水道事業の概要

(2) 下水道事業

各事業は、以下のとおり区分されます。

| 集合処理・・・管渠により下水を集約し、処理場で一括して処理するもの | |
|--------------------------------------|---|
| 公共下水道 (国土交通省管轄) | <ul style="list-style-type: none"> 主として市街地における下水を処理するもので、処理場を有するもの 吉田町の都市計画区域の用途地域内で事業を実施 |
| 特定環境保全公共下水道 (国土交通省管轄) | <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域以外の区域における下水を処理するもので、処理場を有するもの 八千代町、甲田町、向原町の3処理区で事業を実施 |
| 農業集落排水 (農林水産省管轄) | <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域内の農業集落における下水を処理するもので、処理場を有するもの 各6町、12地区で事業を実施 |
| コミュニティ・プラント (環境省管轄) | <ul style="list-style-type: none"> 団地や集合住宅等の比較的小規模地域における下水を処理するもので、処理場を有するもの 甲田町吉田口地区で事業を実施 |
| 個別処理・・・各家庭の敷地内に浄化槽を設置し、下水を個別に処理するもの) | |
| 市設置型浄化槽 (環境省管轄) | <ul style="list-style-type: none"> 市が主体となり、合併浄化槽の設置・維持管理を実施するもの |

1 安芸高田市の上下水道事業の概要

(2) 下水道事業

各事業の概要は、以下のとおりです。

| 事業名 | 処理区 | 完了年度 | 現況 (H29.03) | | | | | 計画汚水量 m ³ /日 |
|-------------|---------|------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|---------------------|----------------------------|
| | | | 区域内人口 人 A | 整備人口 人 B | 整備率 % B/A | 水洗化人口 人 C | 汚水衛生処理率 % C/A | |
| 公共下水道 | 吉田処理区 | H26 | 4,304 | 4,304 | 100.0% | 2,987 | 69.4% | 1,300 |
| 特定環境保全公共下水道 | 八千代処理区 | H25 | 1,050 | 1,050 | 100.0% | 613 | 58.4% | 820 |
| | 甲田処理区 | H21 | 2,687 | 2,687 | 100.0% | 2,295 | 85.4% | 1,900 |
| | 向原処理区 | H15 | 1,980 | 1,980 | 100.0% | 1,824 | 92.1% | 980 |
| 農業集落排水 | 国司処理区 | H12 | 449 | 449 | 100.0% | 405 | 90.2% | 246 |
| | 入江処理区 | H18 | 675 | 675 | 100.0% | 501 | 74.2% | 252 |
| | 下土師処理区 | H14 | 145 | 145 | 100.0% | 93 | 64.1% | 43 |
| | 生田処理区 | H11 | 260 | 260 | 100.0% | 223 | 85.8% | 168 |
| | 原田処理区 | H10 | 457 | 457 | 100.0% | 407 | 89.1% | 205 |
| | 船佐中央処理区 | H15 | 614 | 614 | 100.0% | 448 | 73.0% | 362 |
| | 浅塚処理区 | H13 | 124 | 124 | 100.0% | 100 | 80.6% | 54 |
| | 向井原処理区 | S58 | 432 | 432 | 100.0% | 415 | 96.1% | 370 |
| | 万念喜処理区 | H01 | 493 | 493 | 100.0% | 451 | 91.5% | 189 |
| | 坂上処理区 | H07 | 246 | 246 | 100.0% | 206 | 83.7% | 127 |
| | 戸島処理区 | H11 | 287 | 287 | 100.0% | 246 | 85.7% | 122 |
| | 長田処理区 | H11 | 363 | 363 | 100.0% | 314 | 86.5% | 192 |
| コミュニティ・プラント | 吉田口処理区 | H18 | 96 | 96 | 100.0% | 84 | 87.5% | 52 |
| 市設置型浄化槽 | — | 整備中 | 14,838 | 8,266 | 55.7% | 8,266 | 55.7% | — |
| 合計 | | | 29,500 | 22,928 | 77.7% | 19,878 | 67.4% | — |

1 安芸高田市の上下水道事業の概要

(2) 下水道事業

安芸高田市では、集合処理の下水道管整備が平成26年度で完了しました。今後は、既存施設の維持管理・運営を適切に実施し、施設管理に重点を移します。

現時点で水洗化が進んでいない家屋に対しては、平成24年度から開始した『安芸高田市下水道等排水設備普及促進補助金制度』により加入促進を図っています。

また、個別処理事業では、毎年100基を目標として市設置型浄化槽により順次合併処理浄化槽への切り替えを推進しています。

○集合処理

平成26年度で整備完了⇒建設から維持管理・運営に重点をシフト

| 事業名 | 計画区域 (ha) | 整備面積 (ha) | 整備率 (%) | 摘要 |
|-------------|--------------|--------------|------------|-------|
| 公共下水道 | 178.2 | 178.2 | 100.0% | H26完了 |
| 特定環境保全公共下水道 | 270.9 | 270.9 | 100.0% | H25完了 |
| 農業集落排水 | 266.0 | 266.0 | 100.0% | H18完了 |
| コミュニティ・プラント | 3.0 | 3.0 | 100.0% | H18完了 |

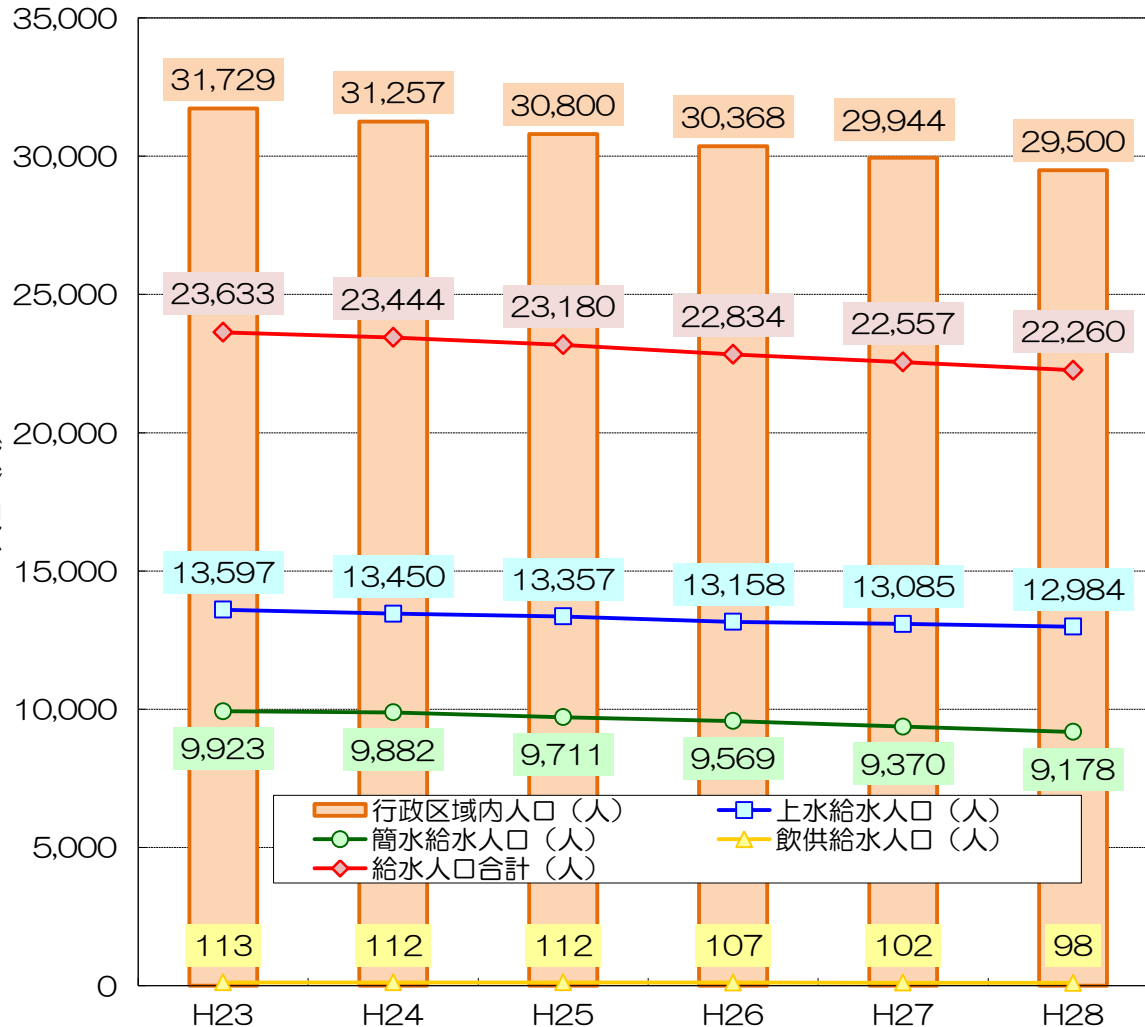
○個別処理

今後も未水洗化家屋への整備継続⇒毎年100基の整備を目標

2 上下水道事業の現状

(1) 人口、水需要の推移 (水道)

・ 行政区域内人口、給水人口の推移



※水道事業・簡易水道事業・飲料水供給施設の合計

<給水人口>

給水人口は過去6年間に
おいていずれも減少しています。

○給水人口 (H23~H28)
23,633 ▶ 22,260 人
1,373人、5.8%減少

給水人口の内訳

○上水道事業 (H23~H28)
13,597 ▶ 12,984 人
613人、4.5%減少

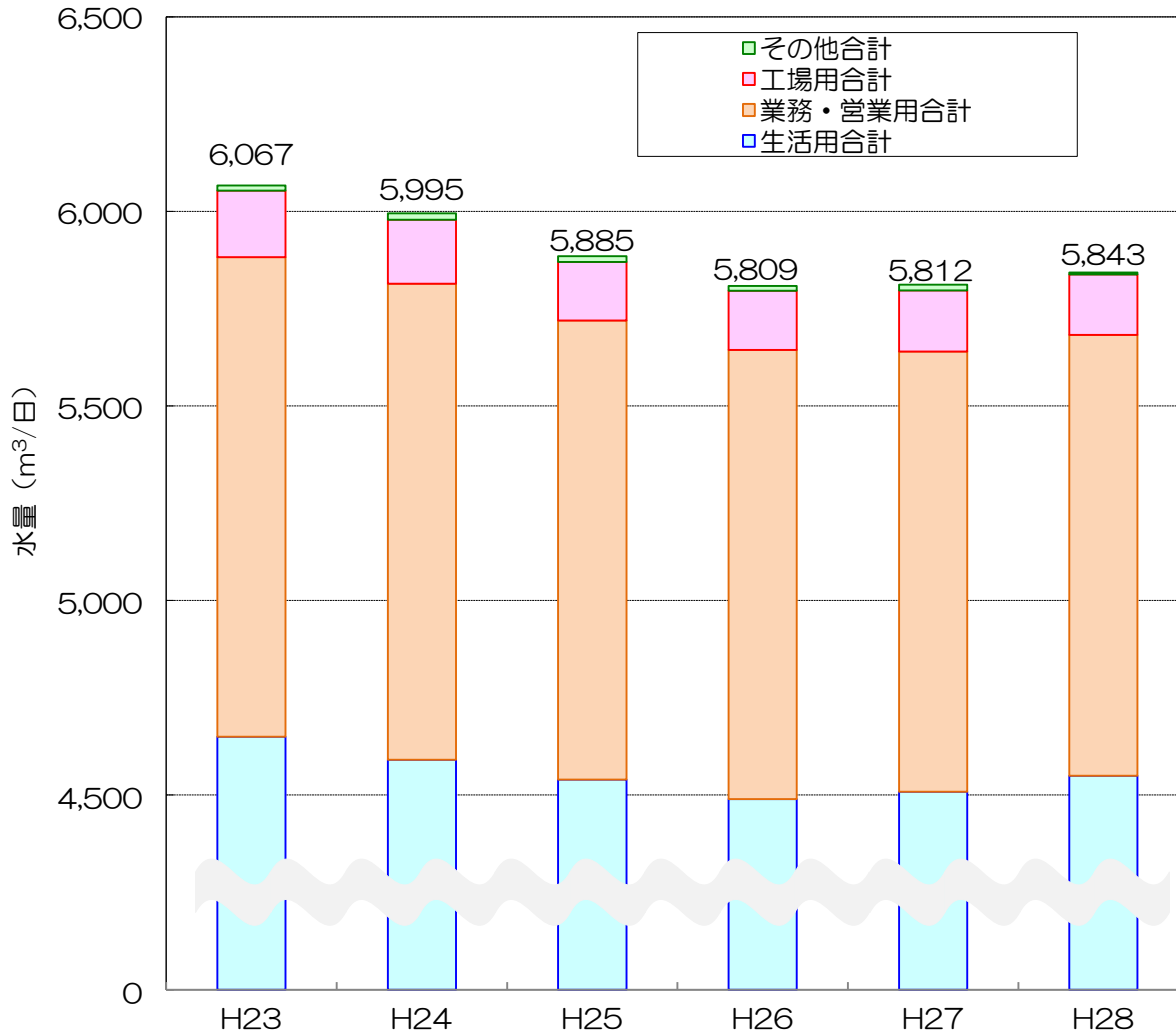
○簡易水道事業 (H23~H28)
9,923 ▶ 9,178 人
745人、7.5%減少

○飲料水供給施設 (H23~H28)
113 ▶ 98 人
15人、13.3%減少

2 上下水道事業の現状

(1) 人口、水需要の推移 (水道)

・有収水量の推移



※水道事業・簡易水道事業・飲料水供給施設の合計

<有収水量>

有収水量は過去6年間において減少傾向にあります。

○有収水量 (H23~H28)
6,067 ▶ 5,843m³/日
224m³/日、3.7%減少

有収水量の内訳

○生活用水量 (H23~H28)
4,650 ▶ 4,550 m³/日
100m³/日、3.7%減少

○業務営業用水量 (H23~H28)
1,233 ▶ 1,133 m³/日
100m³/日、8.1%減少

○工場用水量 (H23~H28)
171 ▶ 155 m³/日
16m³/日、9.4%減少

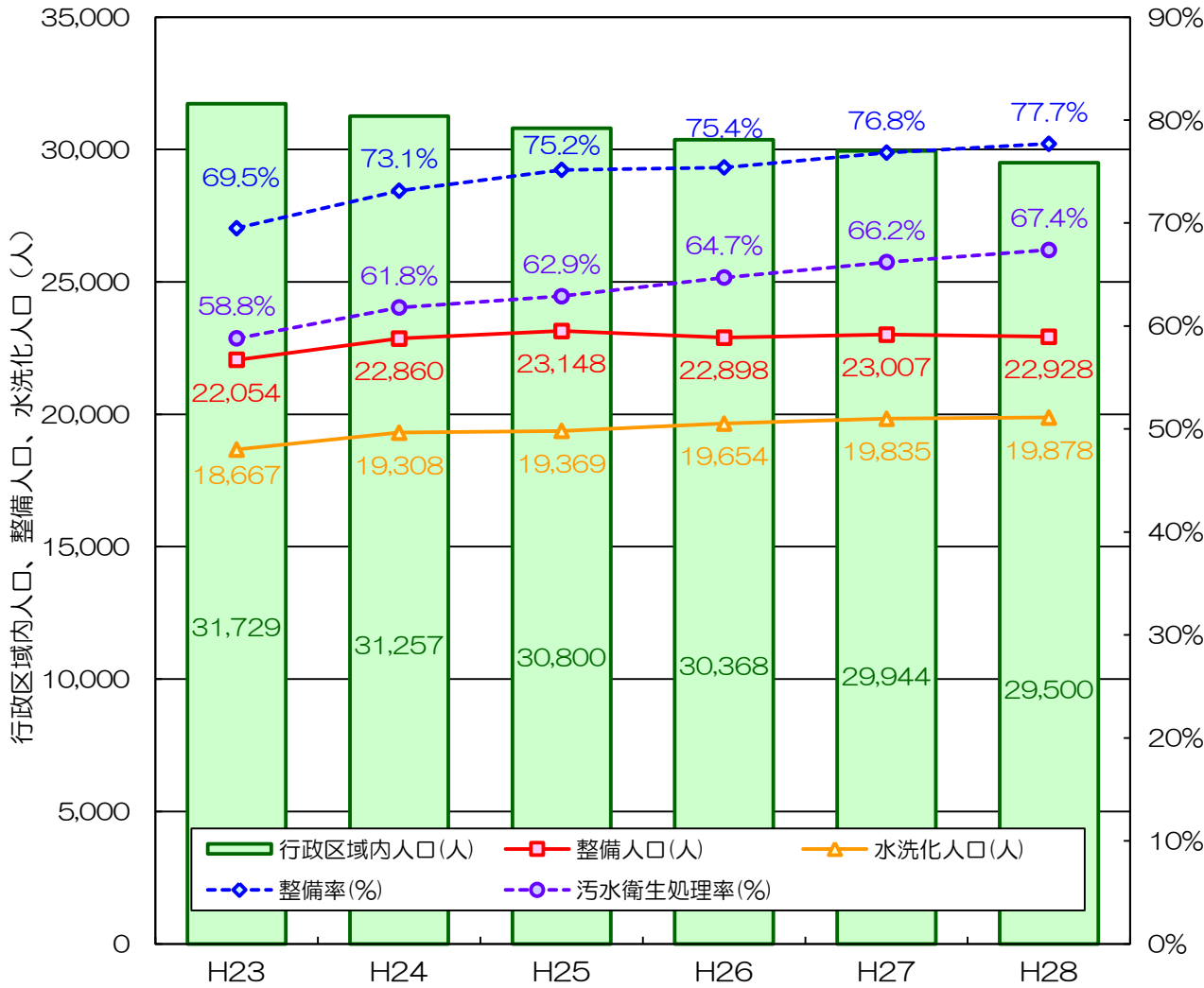
○その他用水量 (H23~H28)
13 ▶ 5 m³/日
8m³/日、61.5%減少

※有収水量とは料金収入の対象となる水量です。

2 上下水道事業の現状

(2) 整備状況、有収水量の推移（下水道）

- 行政区域内人口、整備人口、水洗人口、整備率、汚水衛生処理率の推移



※下水道事業全体の合計

＜整備人口、水洗化人口＞

整備人口、水洗化人口は過去6年間に於いて増加しています。

○整備人口 (H23~H28)
22,054 ▶ 22,928 人
874人、4.0%増加

○水洗化人口 (H23~H28)
18,667 ▶ 19,878 人
1,211人、6.5%増加

＜整備状況＞

整備率、汚水衛生処理率は過去6年間で増加しています。

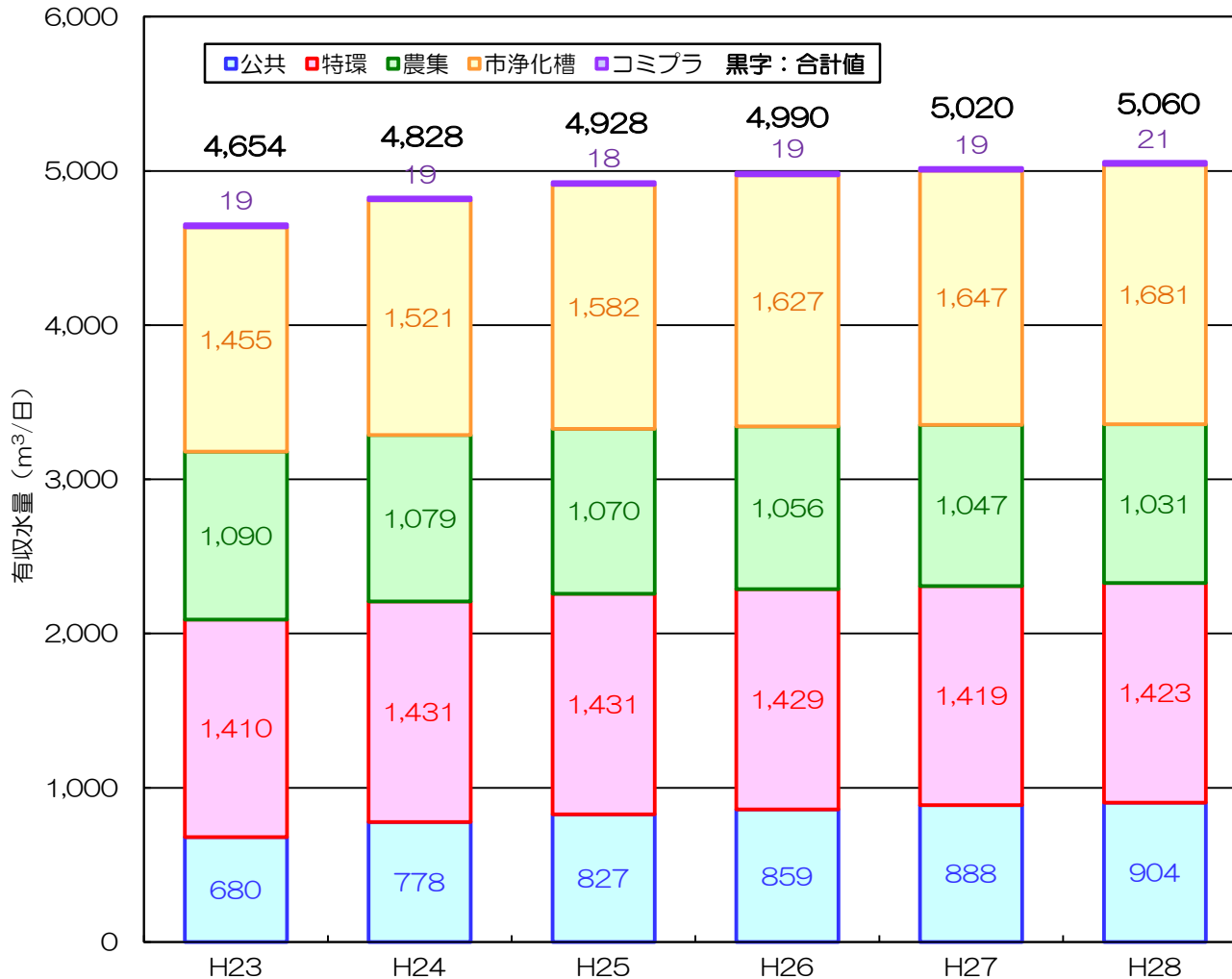
○整備率 (H23~H28)
69.5 ▶ 77.7 %
8.2%増加

○汚水衛生処理率 (H23~H28)
58.8 ▶ 67.4 %
8.6%増加

2 上下水道事業の現状

(2) 整備状況、有収水量の推移（下水道）

・事業別有収水量の推移



＜有収水量＞

過去6年間において安芸高田市全体の有収水量は増加していますが、事業別の推移をみると、特定環境保全公共下水道と農業集落排水事業は減少傾向にあります。

○有収水量 (H23～H28)
 4,654 ▶ 5,060 m³/日
 406m³/日、8.7%増加

有収水量の内訳

単位：m³/日

| 事業 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| コミプラ | 19 | 19 | 18 | 19 | 19 | 21 |
| 市浄化槽 | 1,455 | 1,521 | 1,582 | 1,627 | 1,647 | 1,681 |
| 農集 | 1,090 | 1,079 | 1,070 | 1,056 | 1,047 | 1,031 |
| 特環 | 1,410 | 1,431 | 1,431 | 1,429 | 1,419 | 1,423 |
| 公共 | 680 | 778 | 827 | 859 | 888 | 904 |
| 合計 | 4,654 | 4,828 | 4,928 | 4,990 | 5,020 | 5,060 |

※有収水量とは料金収入の対象となる水量。

2 上下水道事業の現状

(3) 施設の老朽化 (水道)



向原中央第1浄水場 (S35)



小原浄水場 (S50)



国司配水池 (S50)



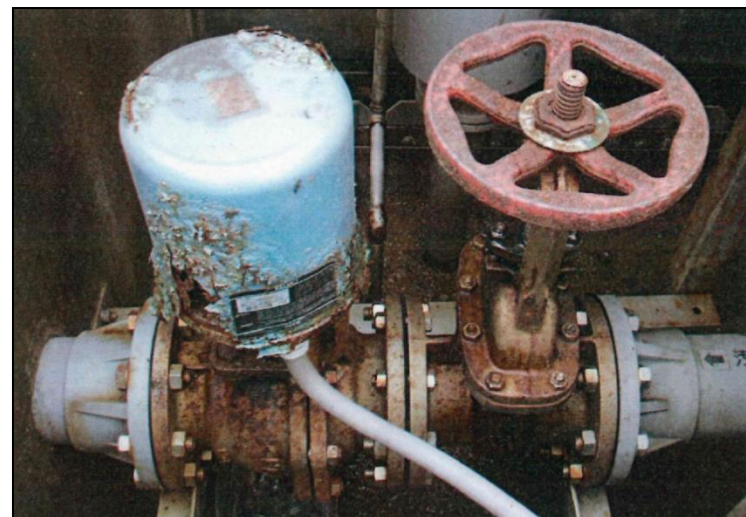
管路からの漏水

2 上下水道事業の現状

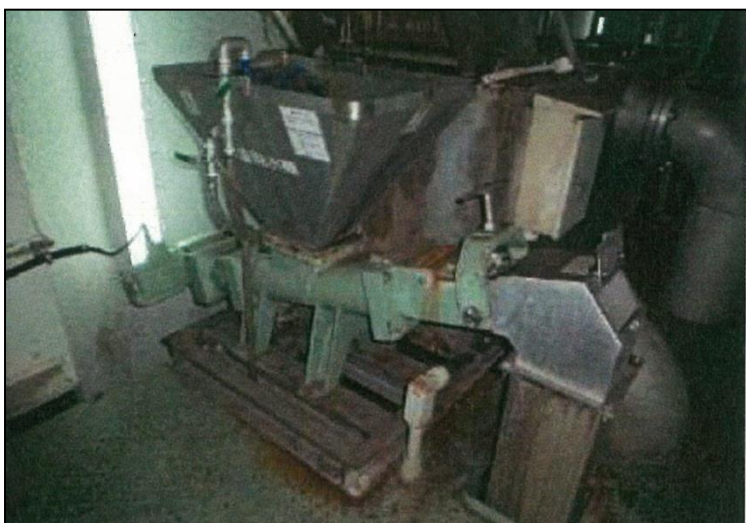
(3) 施設の老朽化 (下水道)



向原浄化センター 接触曝気槽内部 (H6)



坂上浄化センター 電磁弁 (H7)



向原浄化センター し渣脱水機 (H6)

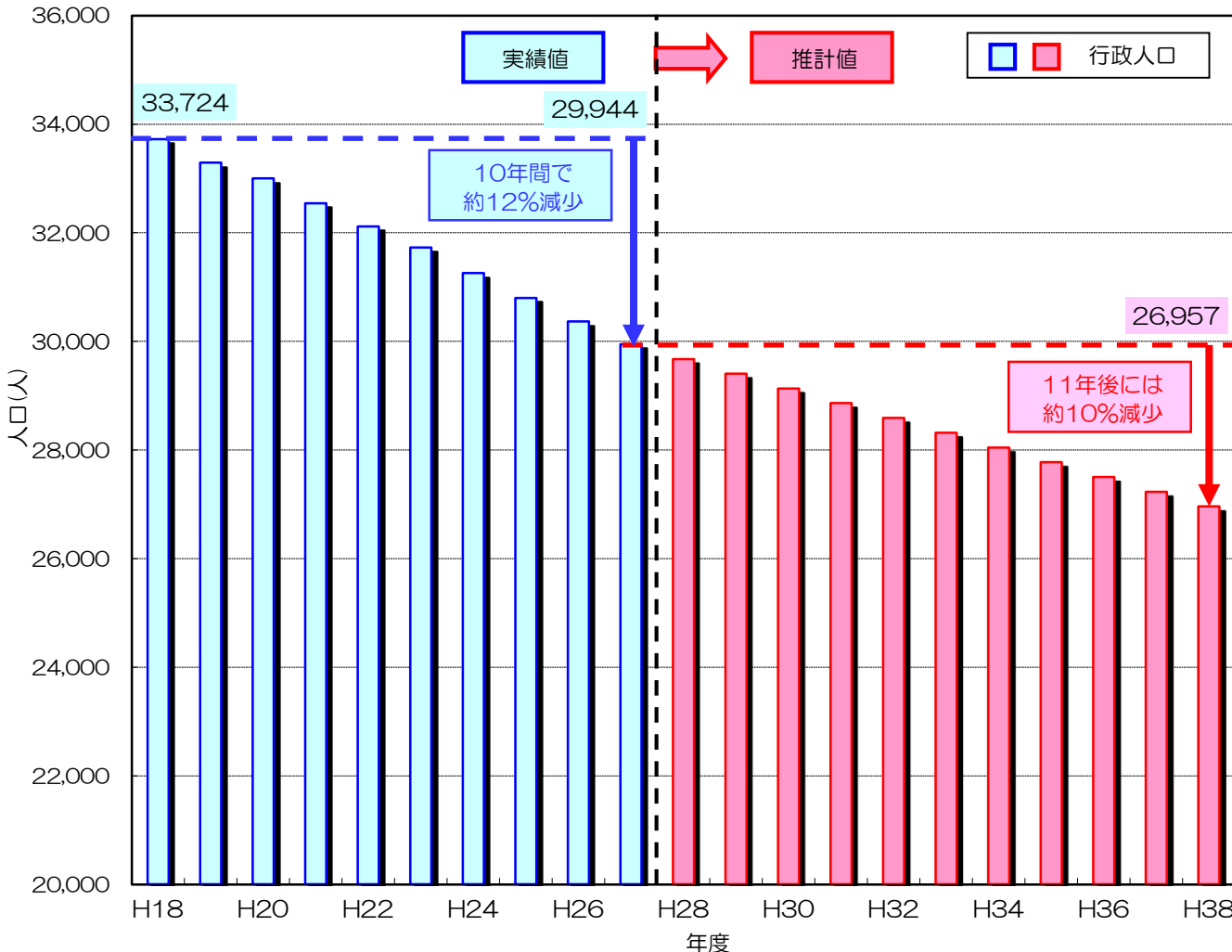


向原浄化センター 電気配管 (H6)

3 上下水道事業の課題

(1) 行政区域内人口の減少

行政区域内人口は、減少を続けており今後も更なる減少が予想されます。



＜行政区域内人口＞

○実績値 (H18～H27)
減少傾向にあり、直近10年間で約12%減少しています。
33,742 ▶ 29,944 人
3,798人、12%減少

○推計値 (H27～H38)
11年後の平成38年度は約27,000人となり、さらに約10%減少する見込みです。
29,944 ▶ 26,957 人
2,987人、10%減少

実績値・・・「住民基本台帳」の各年度末実績値

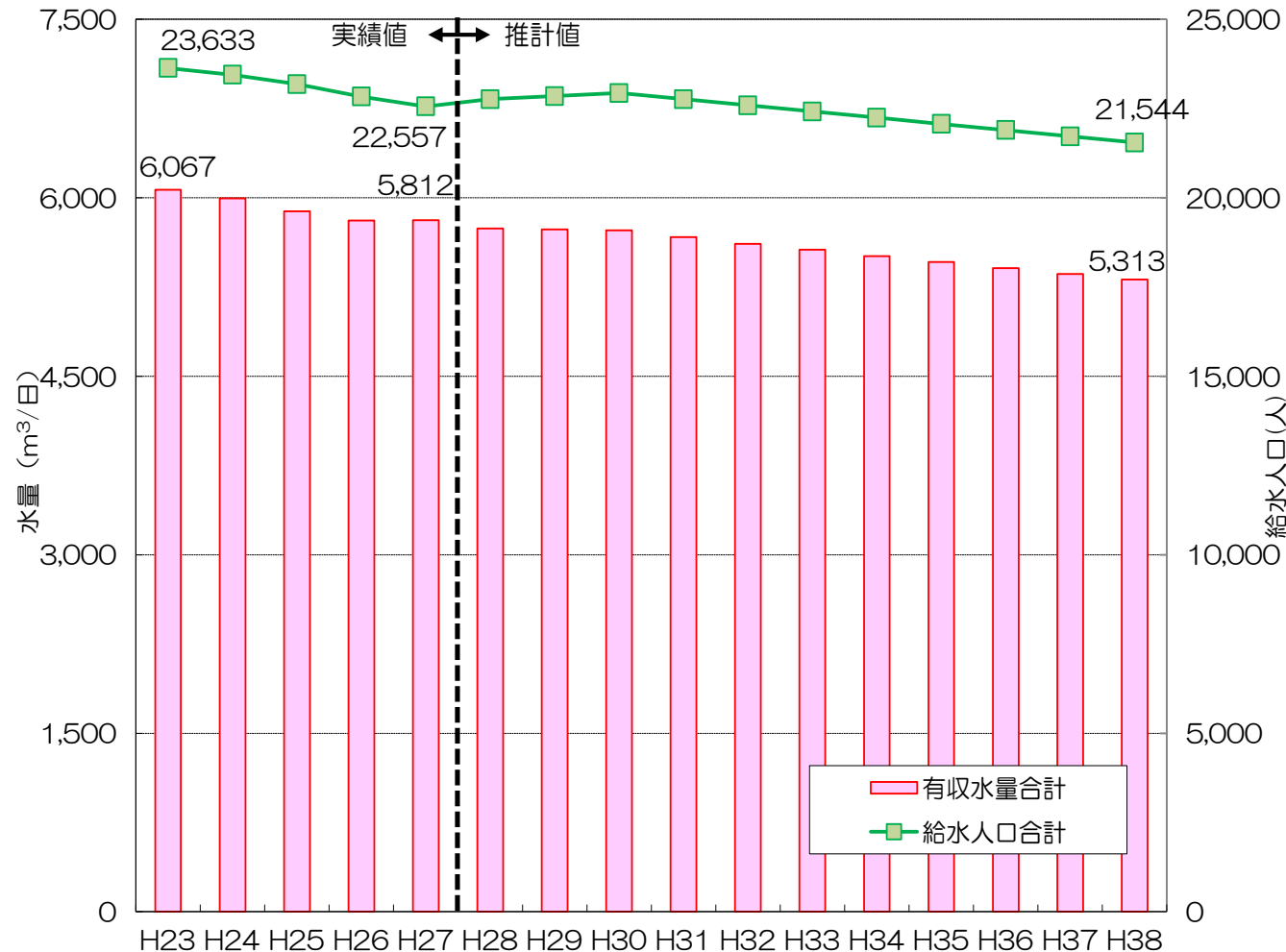
推計値・・・「住民基本台帳」と「第2次安芸高田市基本計画基本構想」に基づき検討した将来推計値

3 上下水道事業の課題

(2) 水需要の減少

人口の減少に伴い、減少傾向が予想されます。

■水道：水需要の減少



※水道事業・簡易水道事業・飲料水供給施設の合計

<給水人口>

今後も減少傾向が継続すると予測されます。

○給水人口 (H27~H38)
 22,557 ▶ 21,544 人
1,013人、4.6%減少

<有収水量>

人口の減少に伴って減少すると予測されます。

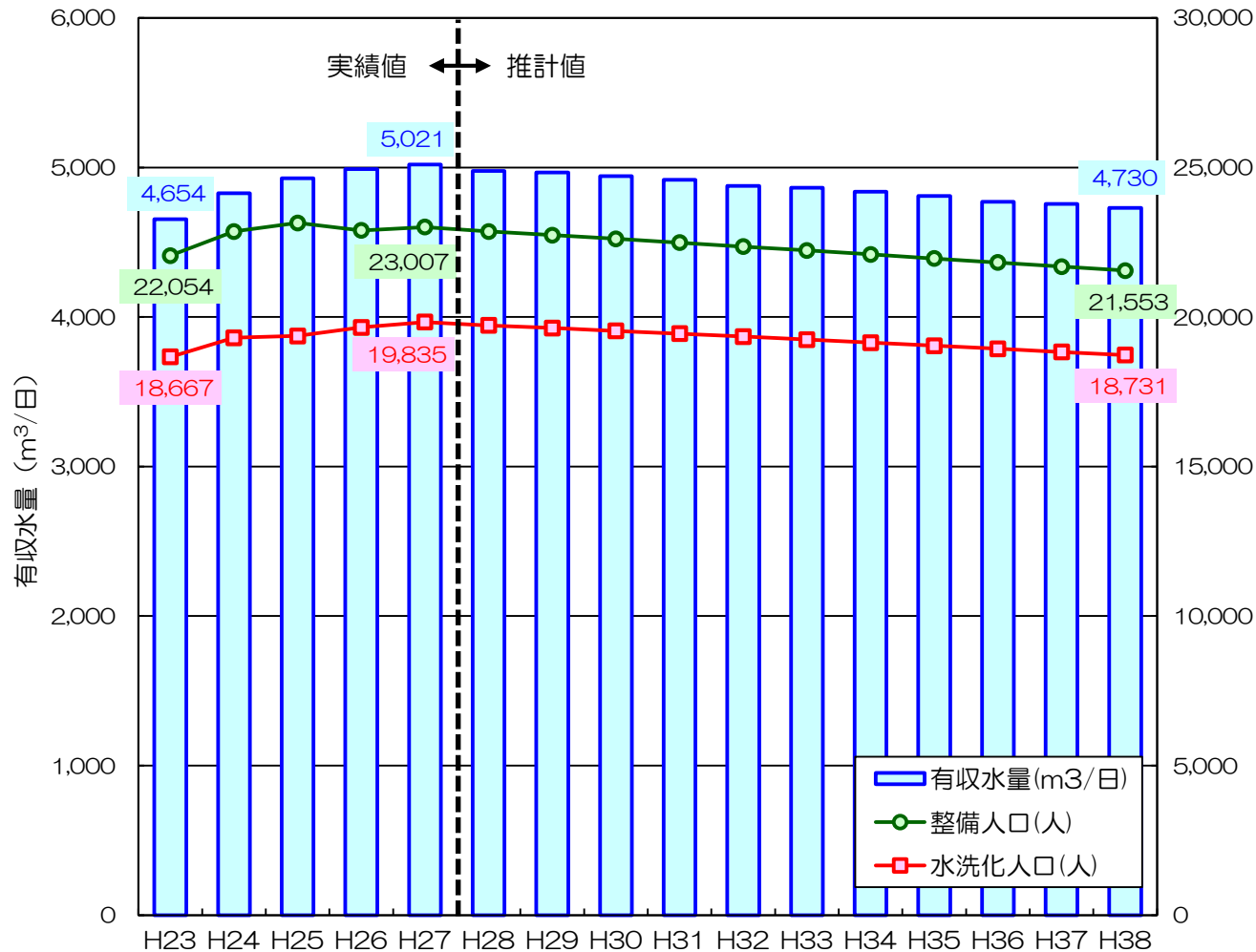
○有収水量 (H27~H38)
 5,812 ▶ 5,313 m³/日
499m³/日、8.6%減少

3 上下水道事業の課題

(3) 有収水量の減少

集合処理事業は完了し、有収水量の増加は見込めず、減少に転じることが予想されます。

■下水道：有収水量の減少



※下水道事業全体の合計

＜整備人口、水洗化人口＞

集合処理事業は完了しており、整備による大幅な増加は無く、行政区域内人口の減少に伴い減少に転じると考えられます。

○整備人口 (H27~H38)
23,007 ▶ 21,553 人
1,454人、6.3%減少

○水洗化人口 (H27~H38)
19,835 ▶ 18,731 人
1,104人、5.6%減少

＜有収水量＞

整備人口、水洗化人口の減少に伴い今後は、減少に転じると考えられます。

○有収水量 (H27~H38)
5,021 ▶ 4,730 m³/日
291m³/日、6.8%減少

3 上下水道事業の課題

(4) 老朽化施設の更新等

・水道事業(施設及び設備)

水道事業には、管路以外に浄水場・配水池・ポンプ所・計測機器等多くの施設や設備を有しています。これらの水道施設のうち、老朽化が著しい施設については、更新を行う必要があります。



老朽管路



更新管路



東邦配水池 (S49)



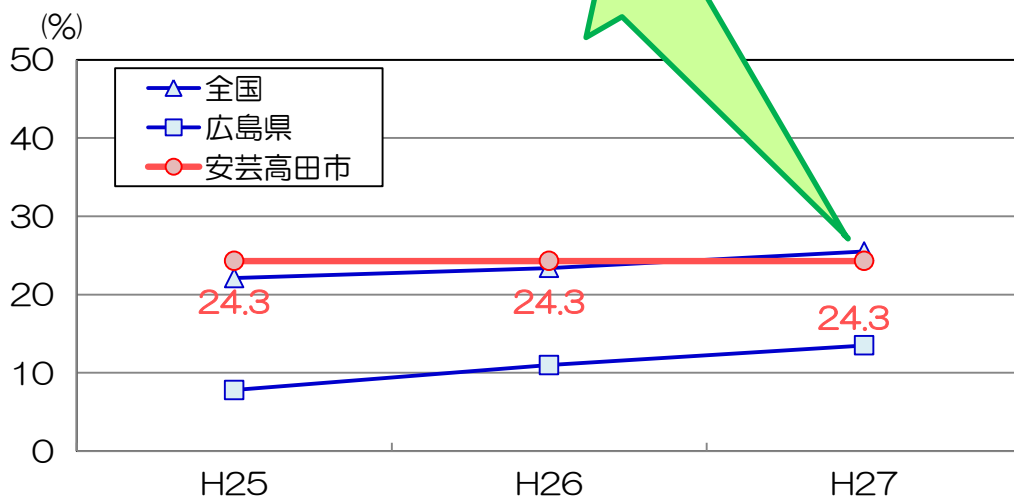
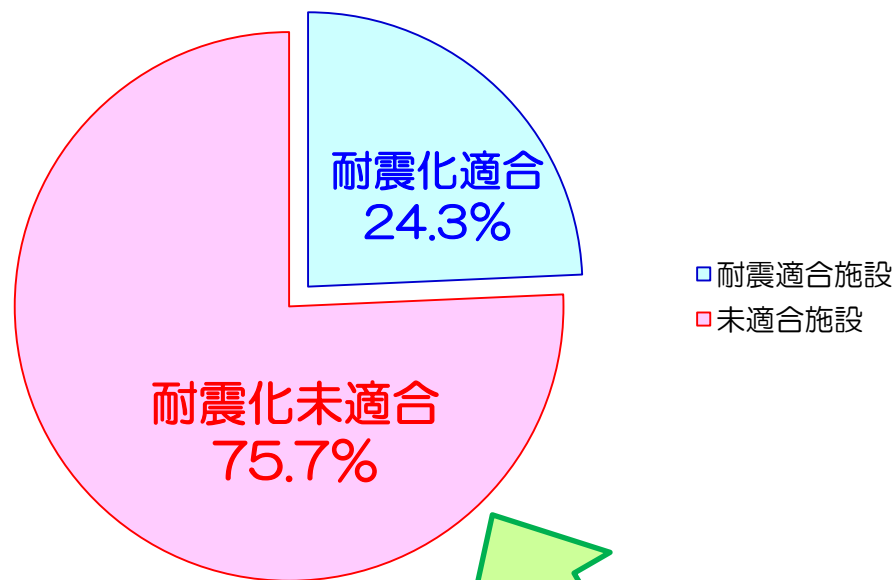
長迫配水池 (H17)

現在、老朽化施設の更新や耐震化を進めており、今後も継続して行います。施設及び設備の管理運営を実践し、『安全・持続・強靱』な水道事業の整備を目指します。

3 上下水道事業の課題

(4) 老朽化施設の更新等

- 水道事業(浄水施設の耐震化状況)



厚生労働省では、水道事業における耐震化の推進施策の一環として、全国の水道管や浄水施設の耐震化状況を調査しています。

安芸高田市の浄水施設においては、平成27年度において耐震化率は24.3%です。全国と比較すると同程度の対策状況です。

浄水施設の耐震化状況

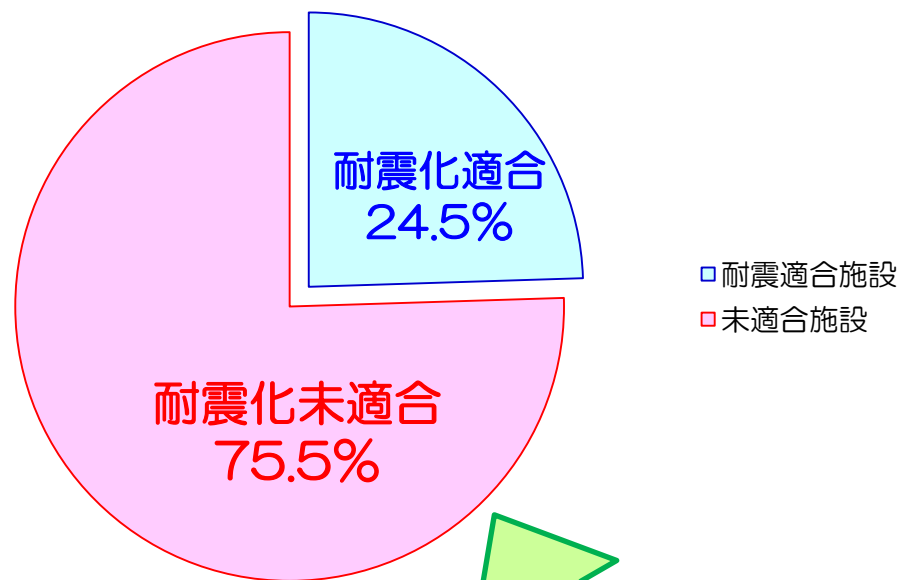
| | | 全施設能力 | 耐震化能力 | 耐震化率 |
|-----|-------|---------------------|---------------------|------|
| | | (m ³ /日) | (m ³ /日) | (%) |
| | | A | B | B/A |
| H27 | 全国 | 68,840,395 | 17,780,217 | 25.8 |
| | 広島県 | 1,514,208 | 204,300 | 13.5 |
| | 安芸高田市 | 6,588 | 1,600 | 24.3 |

※水道事業及び用水供給施設の有する浄水施設の施設能力

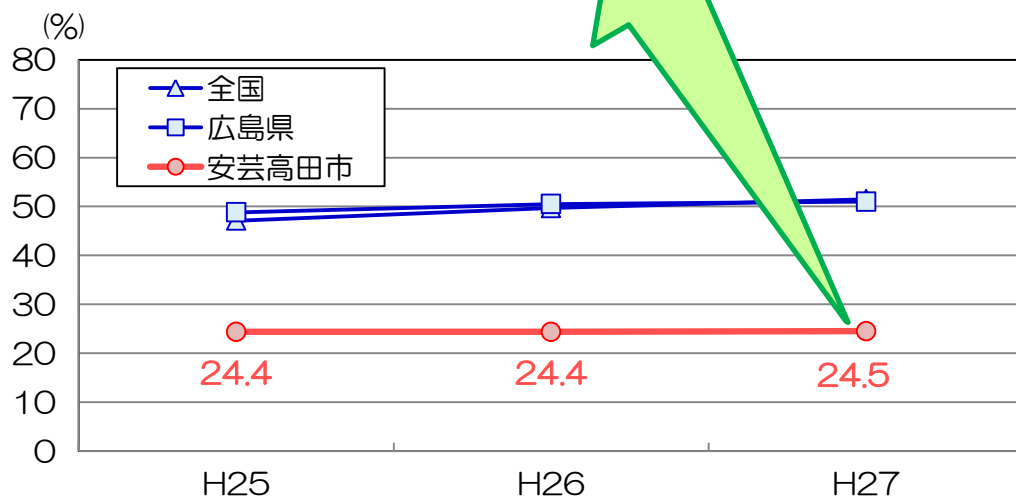
3 上下水道事業の課題

(4) 老朽化施設の更新等

- 水道事業(配水池の耐震化状況)



安芸高田市の配水池においては、平成27年度において耐震適合率は24.5%です。全国と比較すると耐震化への対策が遅れている状況です。今後も耐震化対策を行い耐震適合率の改善に取り組んでいく必要があります。



配水池の耐震化状況

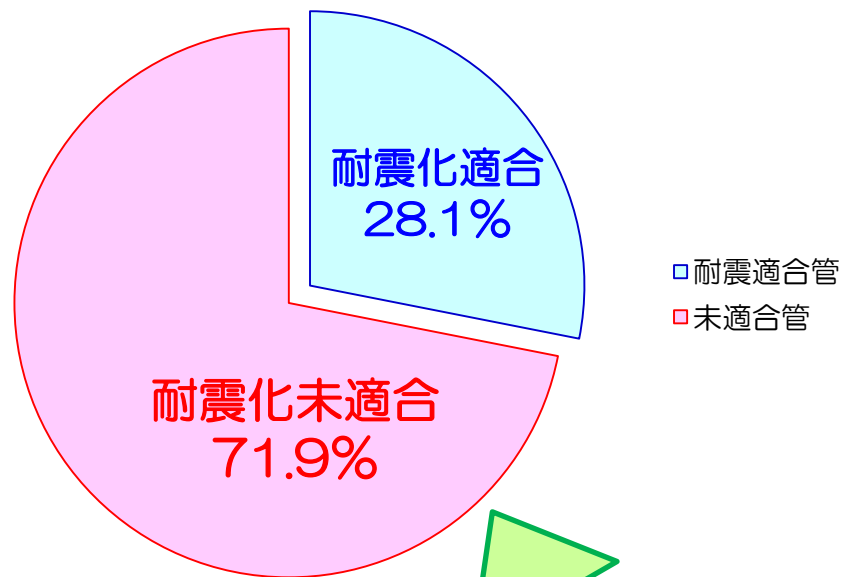
| | | 全施設容量 | 耐震化容量 | 耐震化率 |
|-----|-------|-------------------|-------------------|------|
| | | (m ³) | (m ³) | (%) |
| | | A | B | B/A |
| H27 | 全国 | 40,080,611 | 20,623,746 | 51.5 |
| | 広島県 | 1,002,065 | 511,293 | 51.0 |
| | 安芸高田市 | 3,422 | 840 | 24.5 |

※水道事業及び用水供給施設の有する配水池の施設容量

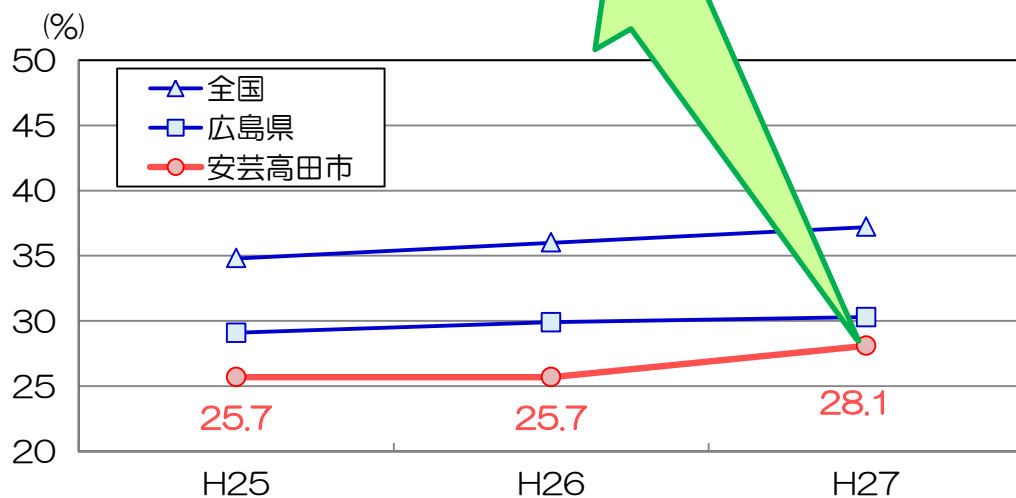
3 上下水道事業の課題

(4) 老朽化施設の更新等

- 水道事業(基幹管路の耐震化状況)



安芸高田市の基幹管路においては、平成27年度において耐震適合率は28.1%です。全国と比較すると耐震化への対策が遅れている状況です。今後も耐震化対策を行い耐震適合率の改善に取り組んでいく必要があります。



基幹管路の耐震化状況

| | | 基幹管路の 総延長 | 耐震適合性の ある管の延長 | 耐震 適合率 |
|-----|-------|--------------|------------------|------------|
| | | (km) A | (km) B | (%) B/A |
| H27 | 全国 | 98,340.8 | 36,567.7 | 37.2 |
| | 広島県 | 2,267.1 | 686.0 | 30.3 |
| | 安芸高田市 | 7.0 | 2.0 | 28.1 |

※水道事業及び用水供給施設の有する基幹管路の延長

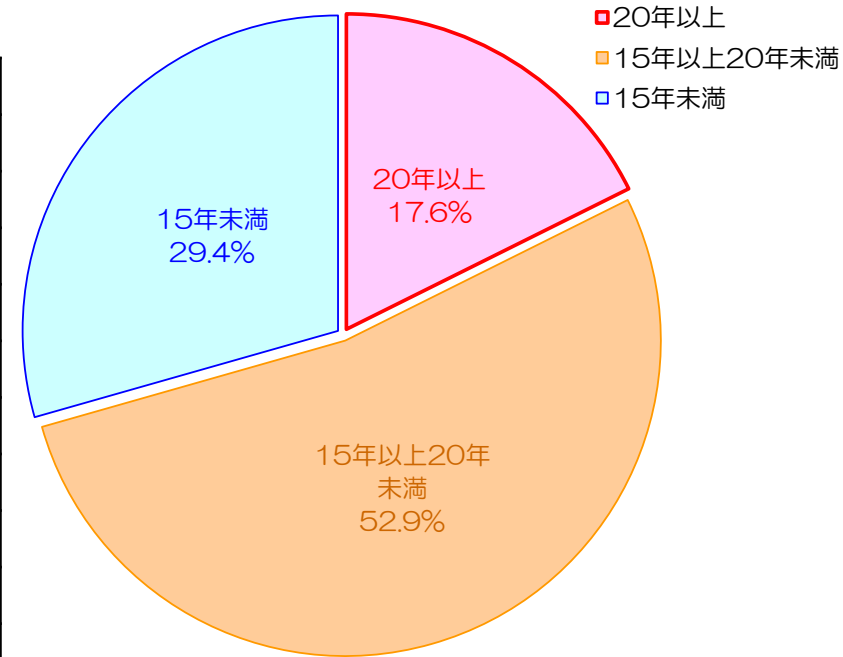
3 上下水道事業の課題

(4) 老朽化施設の更新等

・下水道事業（設備の更新時期）

| 事業 | 処理区名 | 供用年度 | 経過年度 |
|-------------|---------|---------------------------|------|
| 公共下水道 | 吉田処理区 | H13 | 16 |
| 特定環境保全公共下水道 | 八千代処理区 | H19 | 10 |
| | 甲田処理区 | H10 | 19 |
| | 向原処理区 | H06 | 23 |
| 農業集落排水 | 国司処理区 | H12 | 17 |
| | 入江処理区 | H18 | 11 |
| | 下土師処理区 | H14 | 15 |
| | 生田処理区 | H12 | 17 |
| | 原田処理区 | H10 | 19 |
| | 船佐中央処理区 | H15 | 14 |
| | 浅塚処理区 | H13 | 16 |
| | 向井原処理区 | H18 [※] (S56) | 11 |
| | 万念喜処理区 | S63 | 29 |
| | 坂上処理区 | H07 | 22 |
| | 戸島処理区 | H11 | 18 |
| | 長田処理区 | H11 | 18 |
| コミュニティ・プラント | 吉田口処理区 | H18 | 11 |

※向井原処理区は平成18年度に処理場を更新



＜設備の更新時期＞

供用開始から20年以上経過して施設の更新時期を迎えている処理区が約18%を占めています。また、5年後に更新時期を迎える処理区が約50%増加する状況であり、計画的に施設の長寿命化を実施する必要があります。

3 上下水道事業の課題

(4) 老朽化施設の更新等

・下水道事業（長寿命化計画スケジュール案）

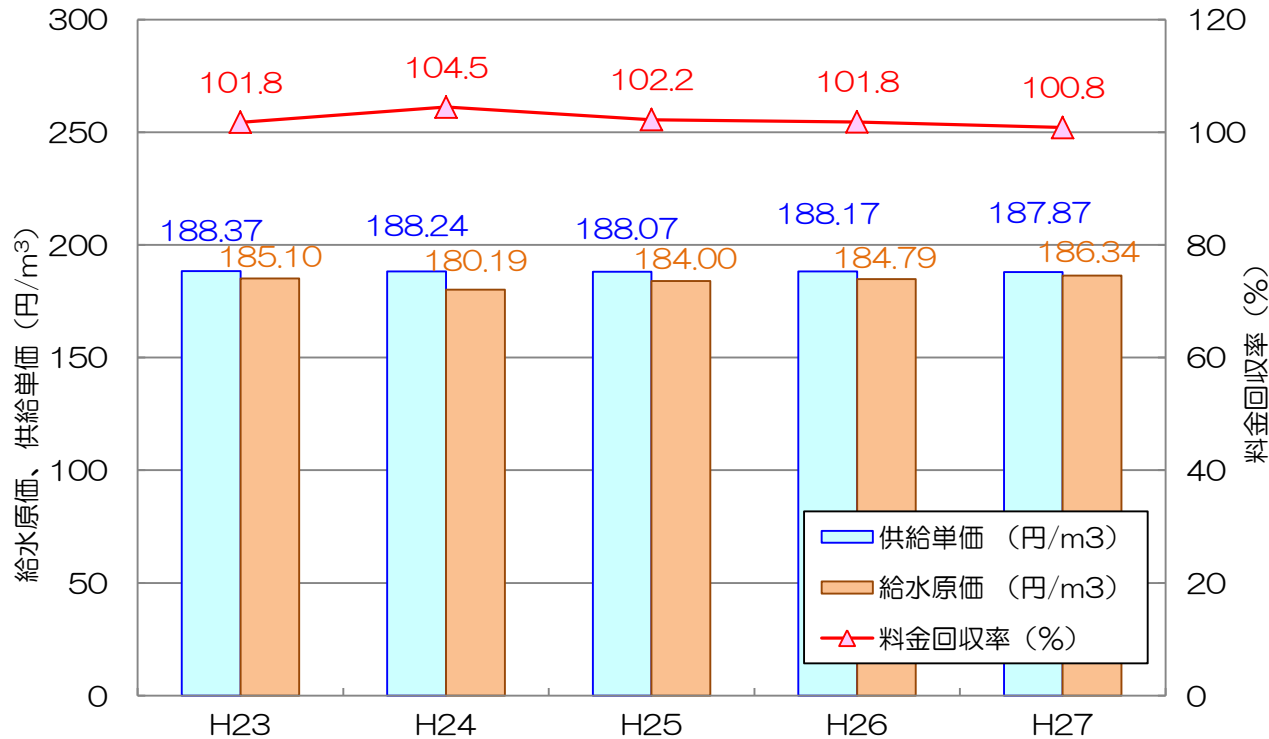
安芸高田市では、各処理区の施設の調査等を計画的に実施し、施設の長寿命化を図っていきます。下のスケジュール案に基づき、長寿命化計画を予定しています。

| 事業 | 処理区等 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 | H40 | H41 | H42 | H43 | H44 |
|------|------------------------------|----------|-----|-------|-----|----------|-----|------|-----|----------|-------|----------|------|------|-----|-----|-----|
| 公共 | 吉田処理区 | | | | | 調査・計画 | 設計 | 対策工事 | | | | | | | | | |
| 特環 | 八千代処理区 | | | | | | | | | | 調査・計画 | 設計 | 対策工事 | | | | |
| | 甲田処理区 | | | 調査・計画 | 設計 | 対策工事 | | | | | | | | | | | |
| | 向原処理区 | 対策工事 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農集 | 農集第1期 (国司、坂上、万 念喜、戸島) | 調査 計画 | 設計 | 対策工事 | | | | | | | | | | | | | |
| | 農集第2期 (原田、生田、長 田、船佐中央) | | | | | 調査 計画 | 設計 | 対策工事 | | | | | | | | | |
| | 農集第3期 (向井原、入江、 浅塚、下土師) | | | | | | | | | 調査 計画 | 設計 | 対策工事 | | | | | |
| コミプラ | 吉田口地区 | | | | | | | | | | | 調査 計画 | 設計 | 対策工事 | | | |

3 上下水道事業の課題

(5) 経営状況

- 水道事業の供給単価、給水原価、料金回収率



供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 有収水量

水道水1m³を販売すると、どれだけ料金収入があるかを示す指標

給水原価 (円/m³) = { 営業費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 付帯事業費 + 長期前受金戻入) } / 有収水量

水道水1m³を給水するために、どれだけのかかっているかを示す指標

料金回収率 (%) = (供給単価 / 給水原価) × 100

水道料金収入で給水費用をどれだけ回収できているかを示す指標

料金回収率は100%を超えているものの減少傾向にあり、今後減少傾向に転じると考えられます。

○ **供給単価** (H23~H27)

188.4 ▶ 187.9 円/m³
0.5円/m³、0.3%減少

○ **給水原価** (H23~H27)

185.1 ▶ 186.3 円/m³
1.2円/m³、0.6%増加

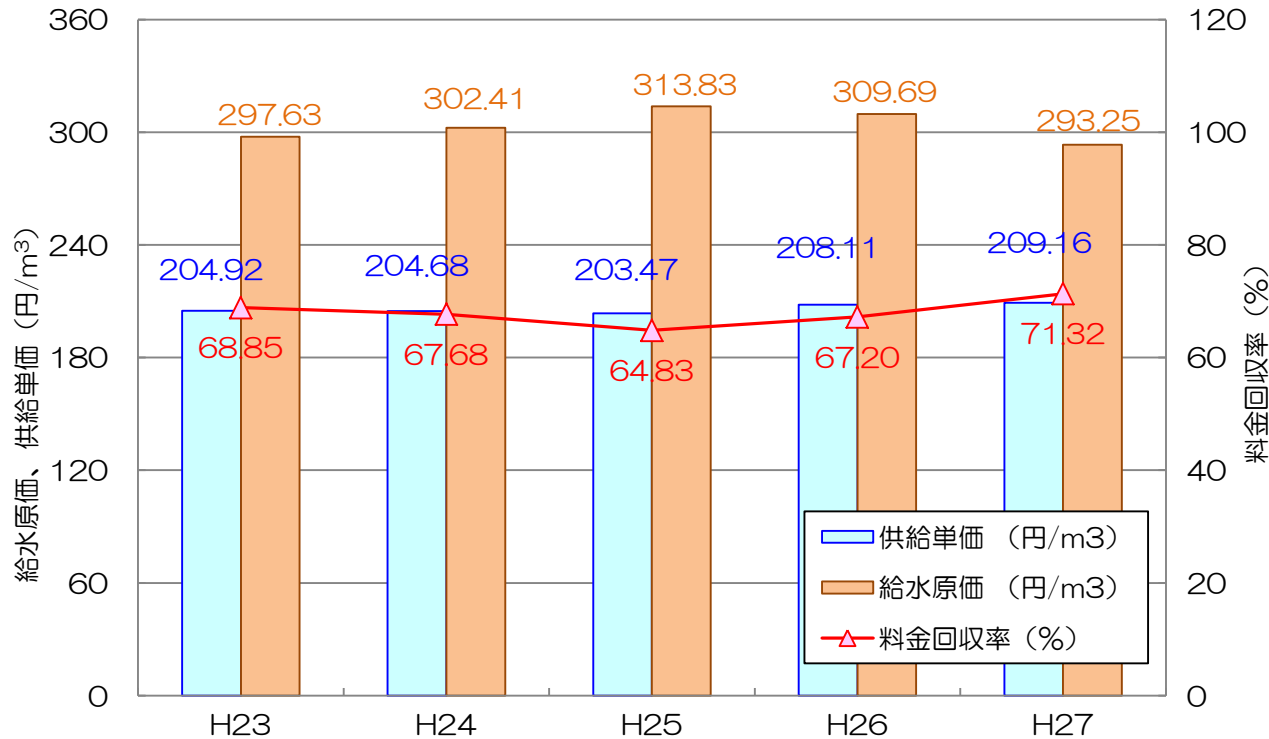
○ **料金回収率** (H23~H27)

101.8 ▶ 100.8 %
1.0%減少

3 上下水道事業の課題

(5) 経営状況

- （簡易水道事業＋飲料水供給施設）の供給単価、給水原価、料金回収率



料金回収率が70%前後で推移しており、**厳しい経営状況が続いています。**

○供給単価 (H23～H27)
204.9 **▶** 209.2 円/m³
4.3円/m³、2.1%増加

○給水原価 (H23～H27)
297.6 **▶** 293.3 円/m³
4.3円/m³、1.4%減少

○料金回収率 (H23～H27)
68.9 **▶** 71.3 %
2.4%増加

供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 有収水量

水道水1m³を販売すると、どれだけ料金収入があるかを示す指標

給水原価 (円/m³) = (総費用－受託工事費＋地方償還元金) / 有収水量

水道水1m³を給水するために、どれだけのかかっているかを示す指標

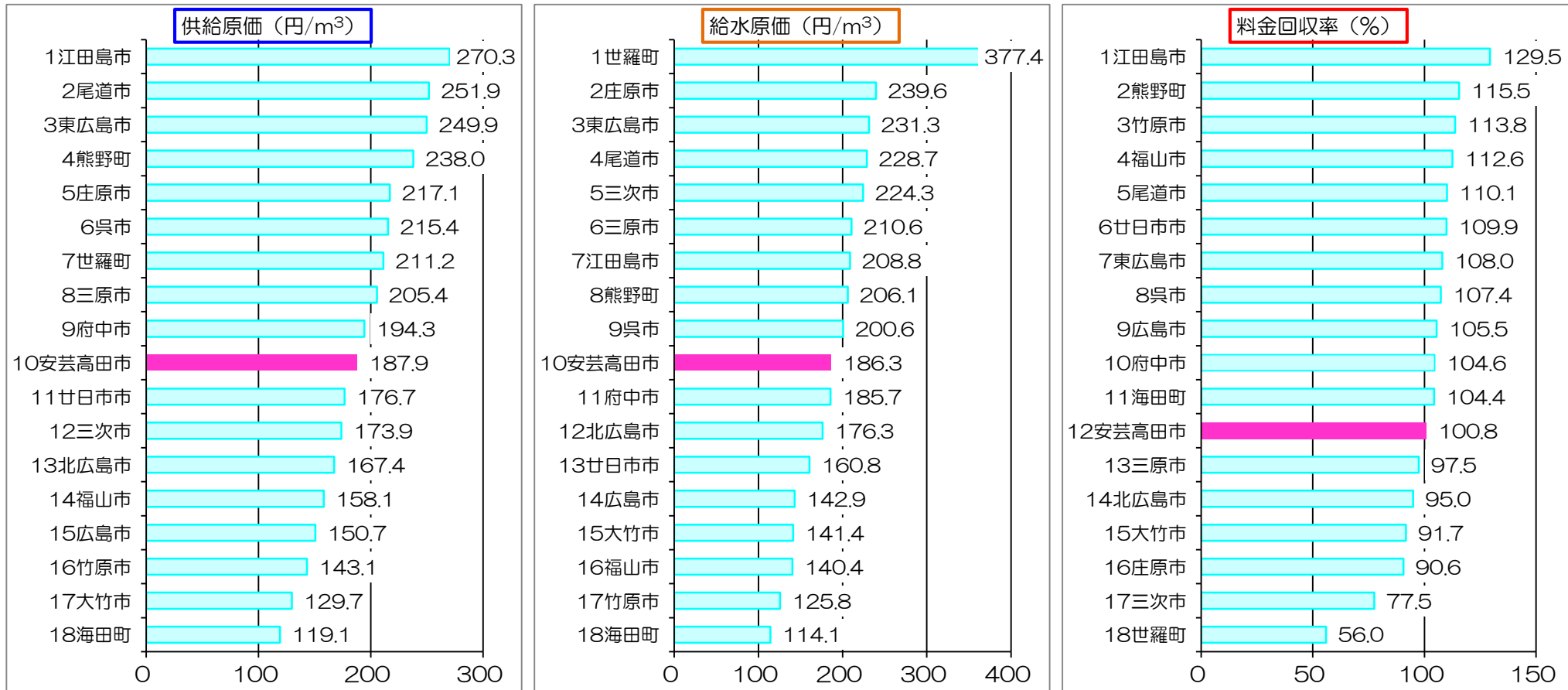
料金回収率 (%) = (供給単価 / 給水原価) × 100

水道料金収入で給水費用をどれだけ回収できているかを示す指標

3 上下水道事業の課題

(5) 経営状況

- 水道事業の供給単価、給水原価、料金回収率（県内比較）



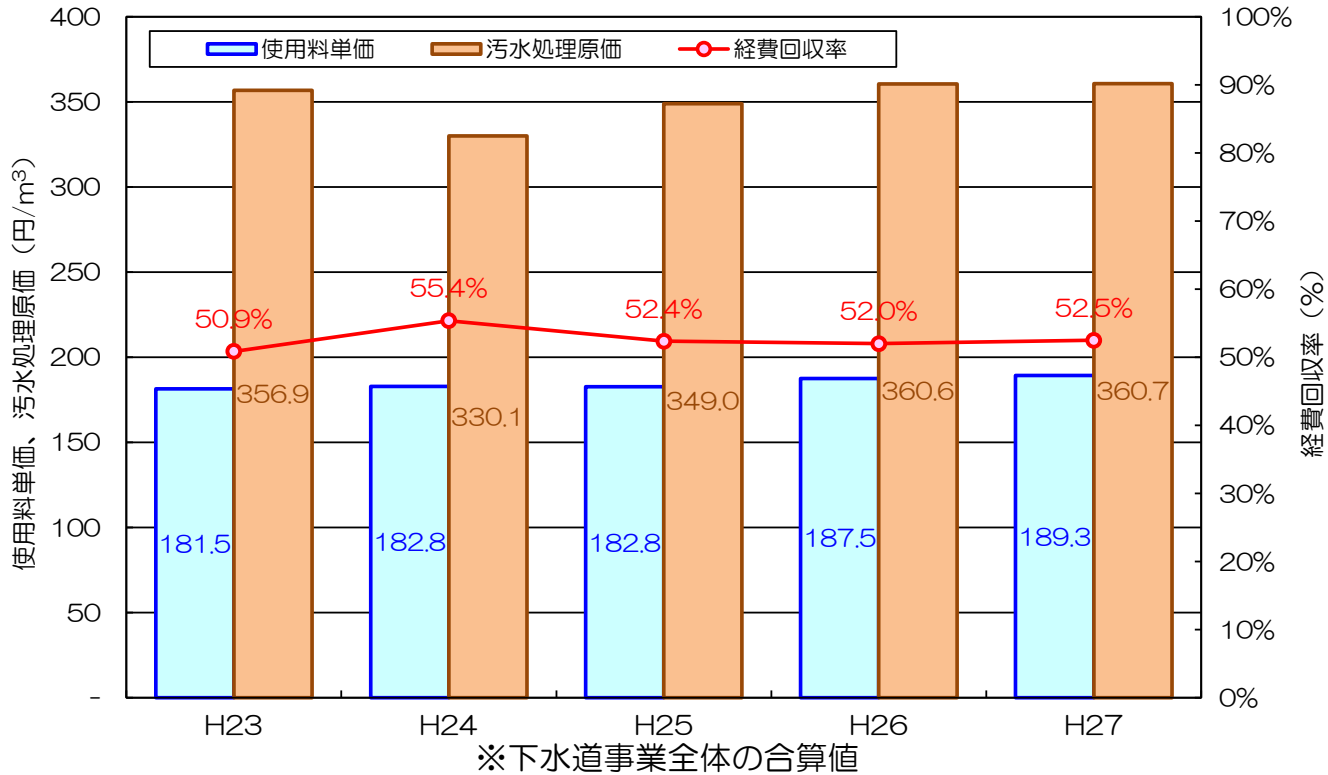
※平成27年度における水道事業の比較。（簡易水道事業は含みません。）

安芸高田市の供給単価・給水原価を県内で比較すると、いずれも中位に位置しています。一方で、料金回収率においてはやや下位に位置しており、料金回収率の改善が課題です。

3 上下水道事業の課題

(5) 経営状況

- 下水道事業の使用料単価、汚水処理原価、経費回収率の推移



経費回収率が50%台で推移しており、使用料収入による経費の回収は半分程度しかできておらず、**厳しい経営状況が続いています。**

○使用料単価 (H23~H27)
181.5 ▶ 189.3 円/m³
7.8円/m³、4.3%増加

○汚水処理原価 (H23~H27)
356.9 ▶ 360.7 円/m³
3.8円/m³、1.1%増加

○経費回収率 (H23~H27)
50.9 ▶ 52.5 %
1.6%増加

使用料単価 (円/m³) = 使用料収入 / 有収水量

下水道の使用によって汚水1m³当り、どれだけ料金収入があるかを示す指標

汚水処理原価 (円/m³) = 汚水処理費 / 有収水量

汚水1m³を処理するために、どれだけ費用がかかっているかを示す指標

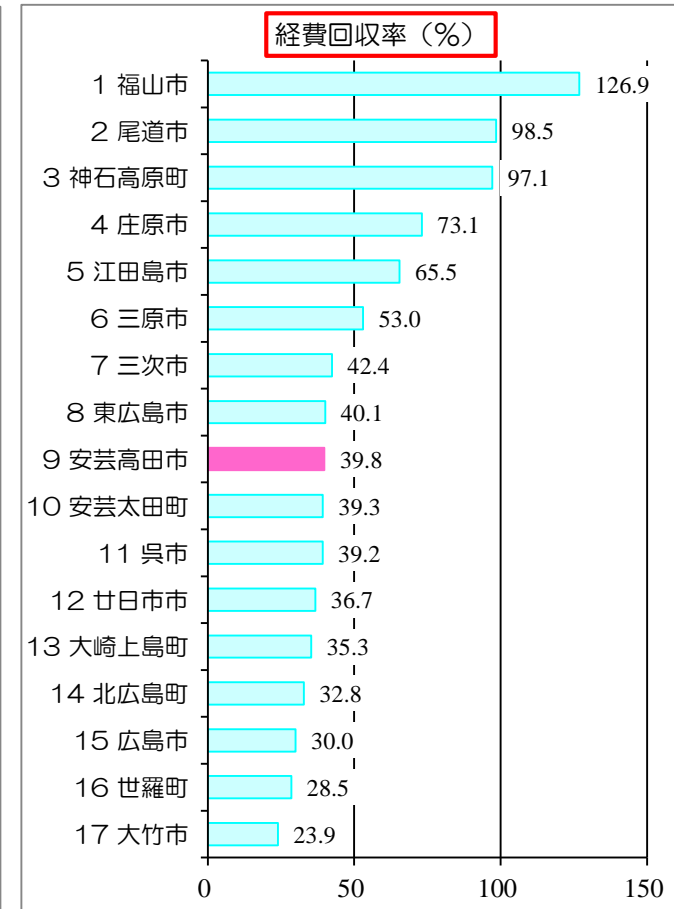
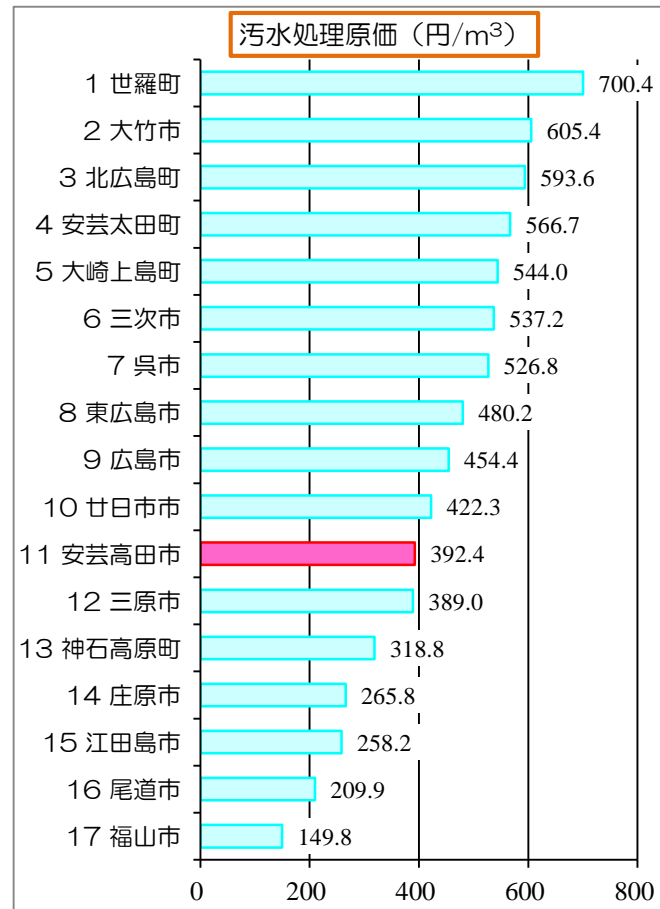
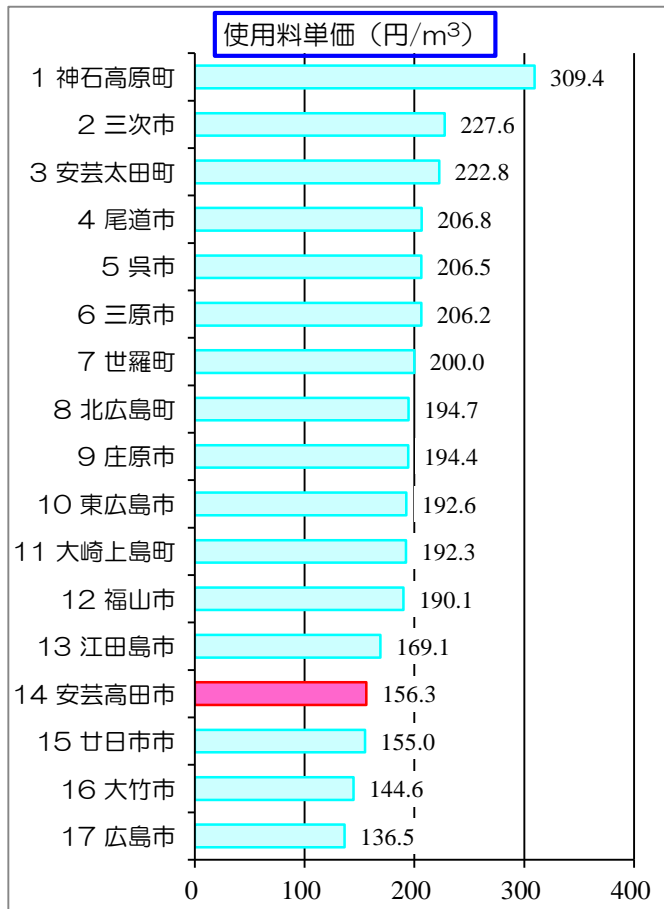
経費回収率 (%) = (供給単価 / 給水原価) × 100

使用料収入で汚水処理費をどれだけ回収できているかを示す指標

3 上下水道事業の課題

(5) 経営状況

- 農業集落排水事業の使用料単価、汚水処理原価、経費回収率（県内比較）



※平成27年度における農業集落排水事業の比較。

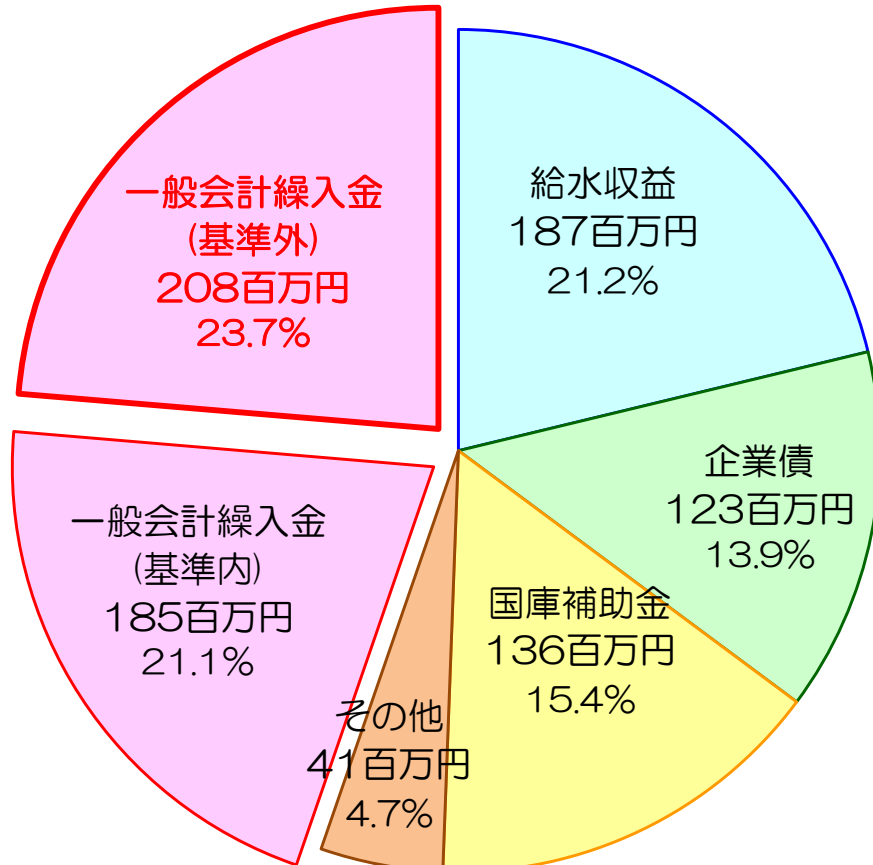
いずれも県内では中位もしくはやや下位に位置していますが、経費回収率が40%以下となっており、経費回収率の改善が課題になっています。

3 上下水道事業の課題

(5) 経営状況

- 一般会計繰入金(簡易水道事業+飲料水供給施設)

収入の不足分を一般会計から補填している。



総歳入額：879百万円（平成27年度）

- 一般会計繰入金（基準内）・・・総務省の繰出基準に基づいて、一般会計（税収入）から繰り入れられる財源（交付税対象）
- 一般会計繰入金（基準外）・・・繰出基準に合致しないが政策上、一般会計（税収入）から繰り入れられる財源（交付税対象外）

| 項目 | 割合 |
|---------|-------|
| 給水収益 | 21.2% |
| 企業債 | 13.9% |
| 国庫補助金 | 15.4% |
| 一般会計繰入金 | 44.8% |
| 基準内) | 21.1% |
| 基準外) | 23.7% |
| その他 | 4.7% |

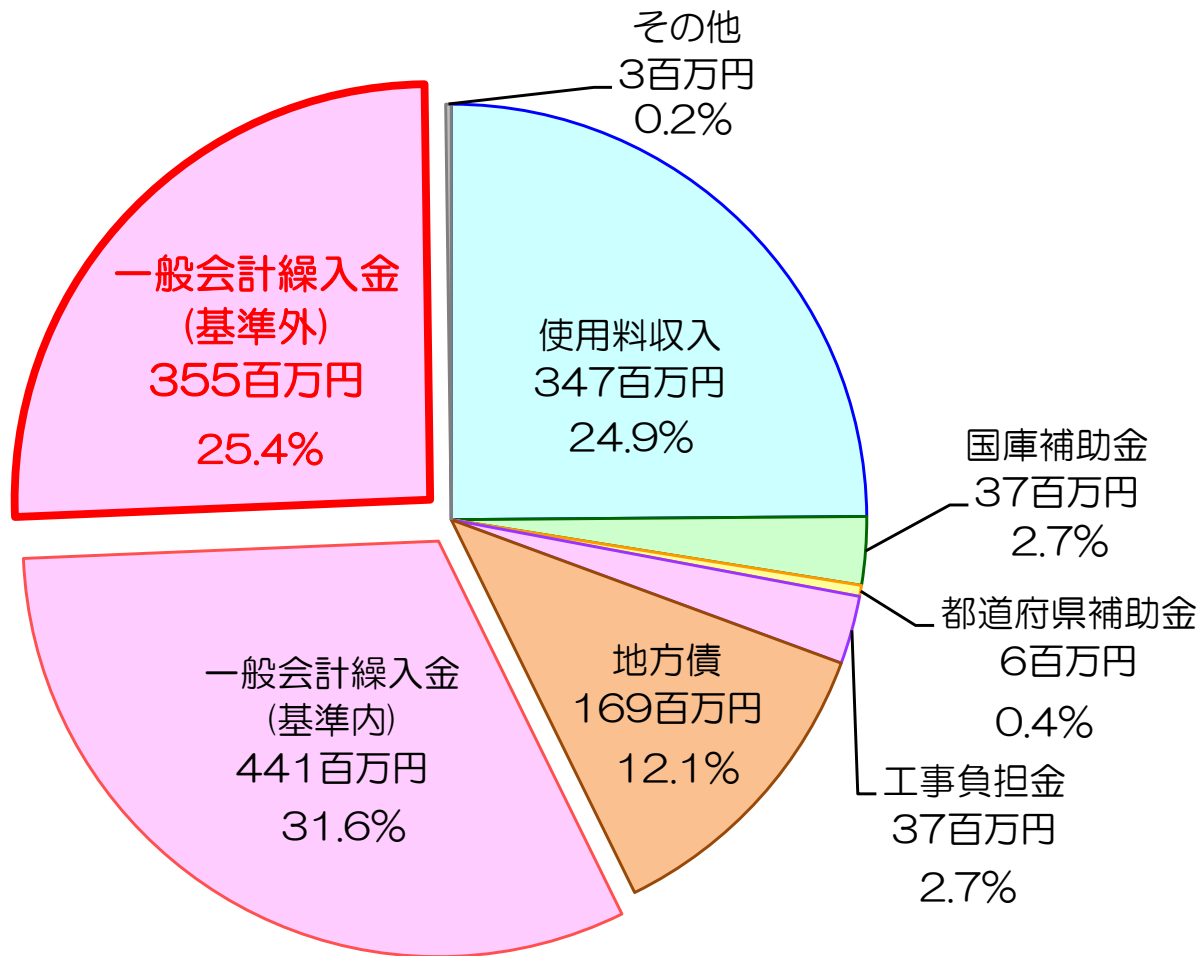
※平成27年度簡易水道事業と飲料水供給施設の合計。
その他…その他営業(外)収益、工事負担金、繰越金、その他の合計。

総歳入約の内約45%を一般会計繰入金から補填しており、うち基準外が約24%を占めます。

3 上下水道事業の課題

(5) 経営状況

- 一般会計繰入金(下水道事業全体)



総歳入額：1,395百万円（平成27年度）

※下水道事業全体の合計

- 一般会計繰入金（基準内）・・・総務省の繰出基準に基づいて、一般会計（税収入）から繰り入れられる財源（交付税対象）
- 一般会計繰入金（基準外）・・・繰出基準に合致しないが政策上、一般会計（税収入）から繰り入れられる財源（交付税対象外）

| 項目 | 割合 |
|----------------|--------------|
| 使用料収入 | 24.9% |
| 国庫補助金 | 2.7% |
| 都道府県補助金 | 0.5% |
| 工事負担金 | 2.7% |
| 地方債 | 12.1% |
| 一般会計繰入金 | 57.0% |
| 基準内) | 31.6% |
| 基準外) | 25.4% |
| その他 | 0.2% |

総歳入約の内約57%を一般会計繰入金から補填しており、うち基準外が約25%を占めます。

3 上下水道事業の課題

(6) 上下水道事業の課題まとめ

上下水道事業の課題

- ◆行政区域内人口が減少しています。この傾向は、今後も継続し上下水道利用者・有収水量も減少し、それに伴い料金収入も減少していくものと考えられます。
- ◆施設に老朽化が見られ、今後も老朽化施設は増加していきます。そのため、施設の更新・耐震化による事業費が増大するものと考えられます。
- ◆財源の負担分を一般会計から繰り入れることで保っており、健全な経営を確保する必要があります。上下水道事業は公営企業であり、独立採算性が原則のため、上下水道利用者以外の方の負担を軽減する必要があります。



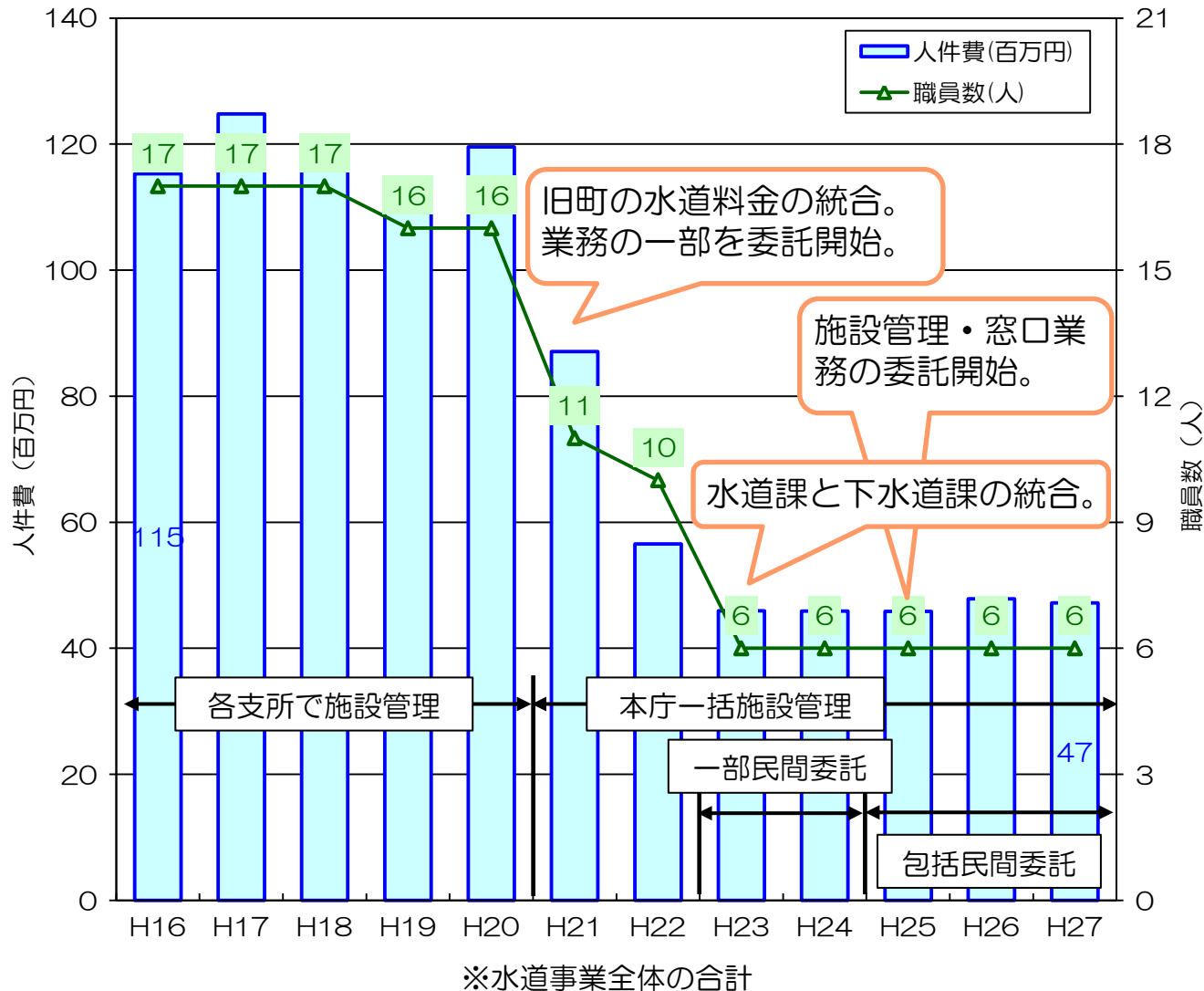
今後の上下水道事業

上下水道事業の課題を解決するためには、将来の事業環境を踏まえた上での事業運営を行うことが大切です。計画的な事業計画を立て、健全な経営を確保する必要があります。

4 今までの経営改善への取り組み

(1) 職員数、人件費の削減

・水道事業



| 項目 | H16 | ～ | H27 |
|----------|-----|---|-----|
| 職員数(人) | 17 | ～ | 6 |
| 人件費(百万円) | 115 | ～ | 47 |

○職員数 (H16～H27)

17 ▶ 6 人

11人、約65%減少

○人件費 (H16～H27)

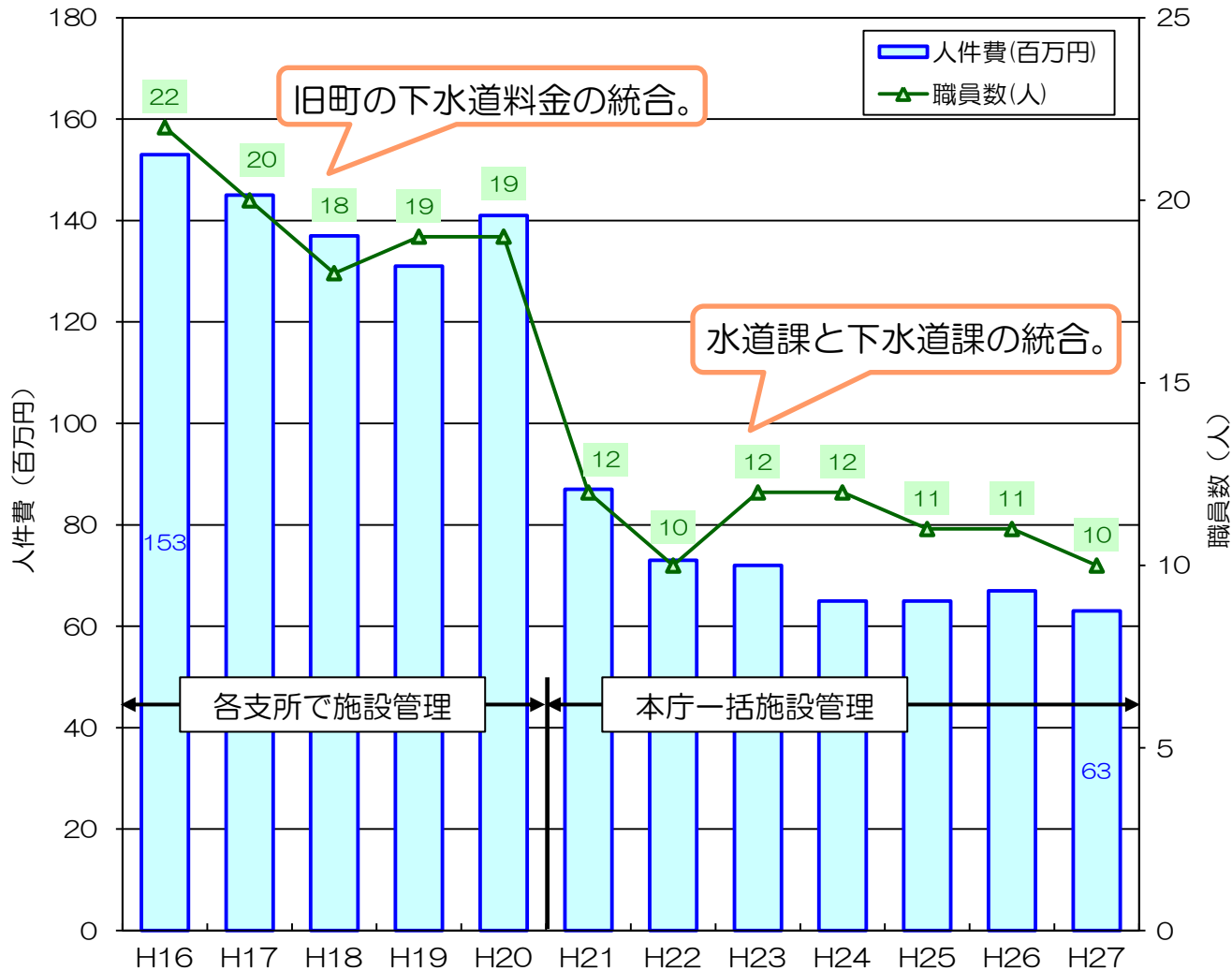
115百万 ▶ 47百万 円

68百万円、約59%削減

4 今までの経営改善への取り組み

(1) 職員数、人件費の削減

・下水道事業



※下水道事業全体の合計

| 項目 | H16 | ~ | H27 |
|----------|-----|---|-----|
| 職員数(人) | 22 | ~ | 10 |
| 人件費(百万円) | 153 | ~ | 63 |

○職員数 (H16~H27)
22 ▶ 10 人
12人、約55%減少

○人件費 (H16~H27)
153百万 ▶ 63百万 円
90百万円、約60%削減

4 今までの経営改善への取り組み

(2) 水道事業における経営改善の取り組み

安芸高田市では、経営改善に向けて以下の取り組みを行っています。

① 経費の削減

人件費の他、効率的な施設運営を行うことで経費の削減に取り組んでいます。

・ 原田浄水場

技術革新により性能の向上した膜エレメントを取り入れることで、更新前8本⇒更新後2本にて運転しています。(5,600千円⇒1,600千円に削減)

更に、交換頻度が5年から7年の延長されました。



膜エレメント 4本×2系列(8本)

更新



膜エレメント 1本×2系列(2本)

② 漏水多発路線の配水管更新の推進(吉田町吉田(古市、柿原、柳原))

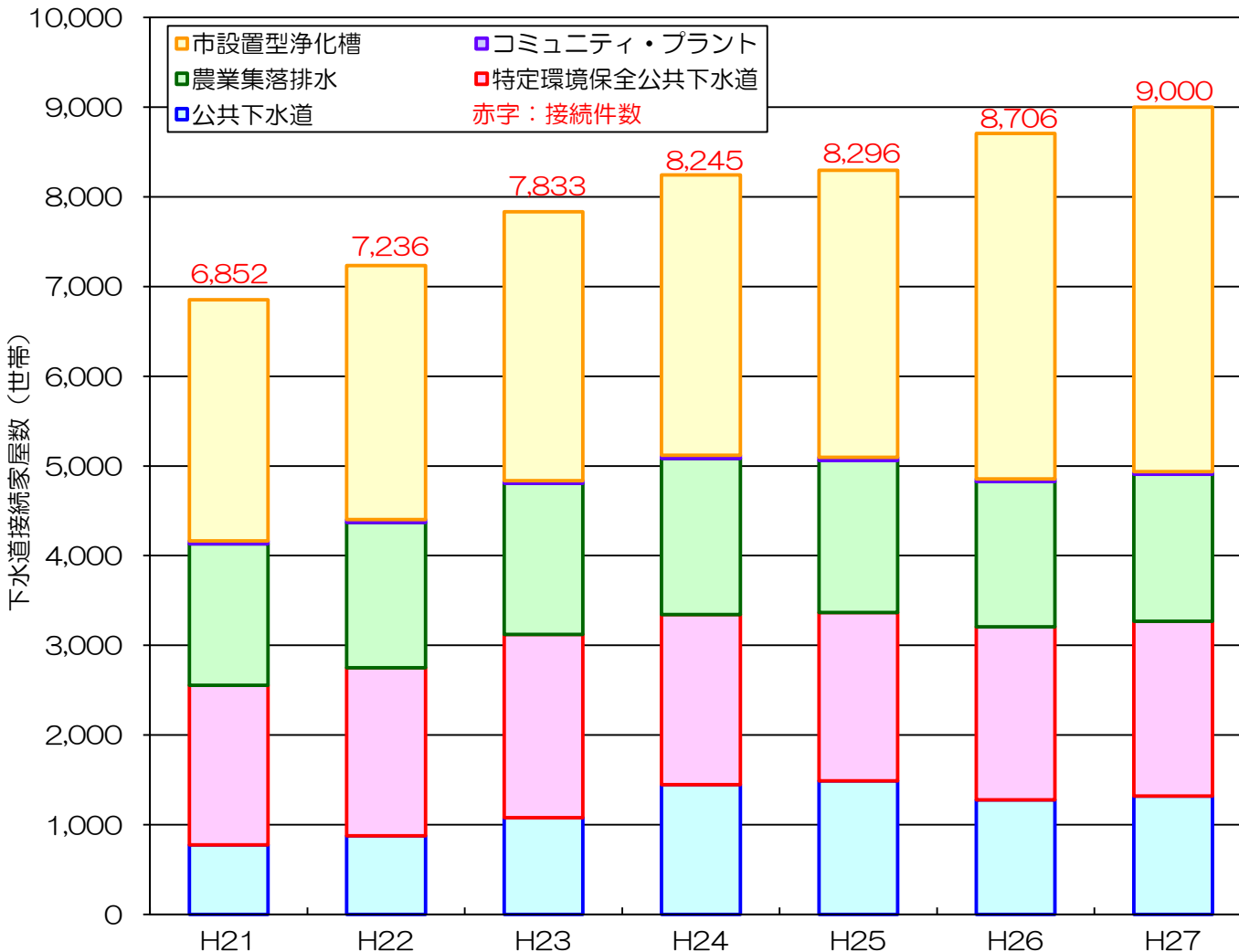
漏水の多発する地域においては重点的に管路の更新を行っています。

年間平均3箇所の漏水修繕が0箇所へ低減されました。

4 今までの経営改善への取り組み

(3) 下水道接続の呼びかけ

・下水道接続家屋の増加と補助金制度



＜下水道接続家屋数＞

事業収益の確保に向けて、下水道への接続を推進を行い、下水道接続家屋数の増加を図っています。

過去7年間では、下水道へ接続した家屋が約30%増加しました。

○接続件数 (H21～H27)

6,852世帯 ▶ 9,000世帯

約30%増加

＜補助金制度＞

平成24年度から排水設備工事を新たに実施される方に対して、補助金を交付しています。

○補助金額

市内工事店施工 5万円

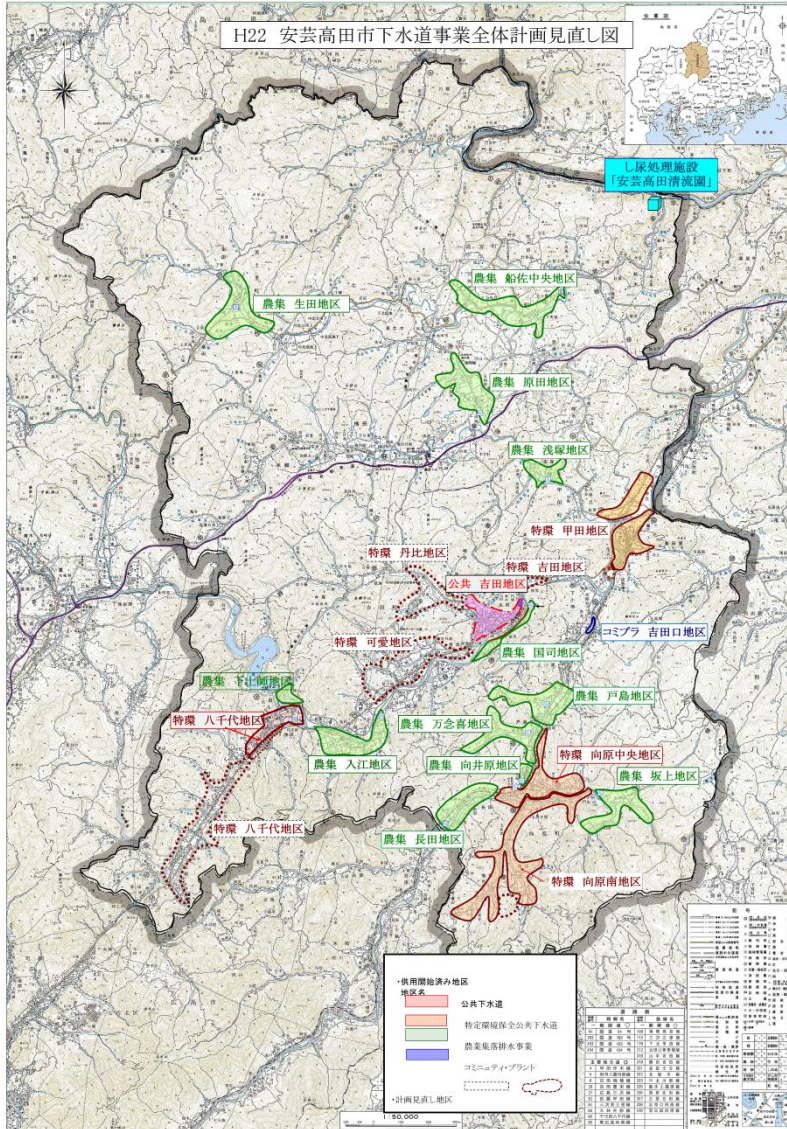
市外工事店施工 3万円

排水設備工事・・・市が設置した下水道の公共ますや、新設した市整備型浄化槽へ下水を流すための管路などを布設する工事

4 今までの経営改善への取り組み

(4) 建設事業費の削減

・ 集合処理区域の見直し



| 処理区名 | 計画処理区域 (ha) | | | 備考 |
|------|-------------|-------|---------|----------|
| | 見直し前 | 見直し後 | 増減 | |
| 吉田 | 348.0 | 178.2 | ▲ 169.8 | 48.8%の減少 |
| 八千代 | 150.0 | 37.2 | ▲ 112.8 | 75.2%の減少 |
| 甲田 | 106.0 | 105.0 | ▲ 1.0 | 0.9%の減少 |
| 向原 | 144.7 | 128.7 | ▲ 16.0 | 11.1%の減少 |
| 合計 | 748.7 | 449.1 | ▲ 299.6 | 40.0%の減少 |

＜集合処理区域の見直し＞

平成22年度に市内の下水道事業について、集合処理と個別処理による経済比較を行い、全体計画の見直しを行いました。

その計画を、平成25年度に策定された広島県污水適正処理構想に反映し、処理区域を明示し現在に至っています。

また、この計画は、整備の進捗状況を毎年フォローアップしており、県の下水道公園課、農村基盤課、循環型社会課の3課により課題の解決に向けてヒアリングを受けています。

4 今までの経営改善への取り組み

(5) 経営戦略

・水道事業

安芸高田市では、計画的な経営地盤の強化や経営の健全性の向上に取り組むため平成29年3月に『安芸高田市水道事業経営戦略』を作成しました。安芸高田市の計画は以下のとおりです。

【経営の基本方針】

少子高齢化に伴う人口減少、水道料金の減収が予想されるなか、今後は老朽化による施設及び管路の更新に費用が必要となり、経営状況は年々厳しくなっています。そうした中、安全で安心な水を安定的に供給するため、中長期的な経営計画を策定し、**健全な水道事業経営を目指します。**

また、平成29年度から平成38年度までの10ヶ年の経営予想を策定し、**将来に向けた計画的な経営基盤の強化や経営の健全性の向上**に取り組めます。

投資・財政計画

①給水人口の減少 ②給水量の減少 ③料金収入の減少

⇒基準外繰入金により収支均衡を保っており、料金等の収入確保により削減を検討します。

④施設の更新

⇒未給水地域の解消・漏水多発地域の管路更新を重点的に行います。更新計画を策定し修繕内容等の検討を行います。

⑤組織の見直し

⇒職員定員適正化計画に基づき定員管理を行います。研修会等に積極的に参加し人材の確保に努めます。

4 今までの経営改善への取り組み

(5) 経営戦略

・下水道事業

安芸高田市では、計画的な経営地盤の強化や経営の健全性の向上に取り組むため平成29年3月に経営戦略を作成しました。経営戦略の取り組みとして以下の3つの基本方針を定めました。

経営戦略の基本方針

①使用料収入について

- ・将来行政人口に基づき、下水道加入者、有収水量等の予測を行い使用料収入を推計
- ・必要となる使用料体系についてシミュレーションを行い、**検討委員会に諮り、回答を得たうえで下水道料金の改定を実施**
- ・下水道料金改定について住民への周知のため、広報活動を実施

②施設の長寿命化対策について

- ・「公共水域の水質保全と快適な生活環境を図る」ため、適切な維持管理を継続
- ・計画的に老朽化施設の長寿命化対策を行い、維持管理費の削減
- ・機能診断実施、ストックマネジメント計画策定により対策工事に着手

③経営の健全化に向けて

- ・公共下水道と特定環境保全公共下水道の会計を統合し、地方公営企業法適用化を予定
- ・①と②を実施し、経営の健全化に取り組む

5 上下水道料金の原則と現在の料金

(1) 上下水道料金の原則

① 経営の基本原則

【水道】清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること（水道法第1条）

【下水道】都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること（下水道法第1条）



上下水道は、上記を目的とした「地方公営企業」であり、その経営にあたっては、「常に**企業の経済性**を発揮するとともに、その本来の目的である**公共の福祉**を増進するように運営されなければならない」（地方公営企業法第3条）という点が基本原則となっています。

② 「独立採算の原則」と「経費負担の原則」

■ 独立採算制の原則

・ 企業運営に要する経費は「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」（地方公営企業法第17条の2第2項）

→税金によらず、水道料金などによって経費をまかなうこと。

■ 経費負担の原則

・ 企業運営に必要な経費のうち「その性格上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」は、税金（市一般会計の負担金）でまかなう

（地方公営企業法第17条の2第1項）

5 上下水道料金の原則と現在の料金

(1) 上下水道料金の原則

③ 料金の公正妥当性

・ 料金は、「**公正妥当**なものでなければならず、かつ、**能率的な経営**の下における**適正な原価**を基礎として、地方公営企業の**健全な運営を確保**することができるものでなければならない」(地方公営企業法第21条第2項)

【料金設定の原則】

- 事業運営に要する**総費用の見込み**を立て、それをまかなえる**適正な原価**
- **定率又は定額**をもって**明確に定め**られていること
- **特定の者**に対して**不当な差別的扱い**をするものではないこと

水道料金・下水道使用料
の決定原則

公正妥当性

適正な原価

健全経営の確保

【地方公営企業法】

(料金)

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

- 2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

【水道法】

(供給規程)

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

- 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 - 二 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

【下水道法】

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

- 2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。
- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて**妥当なものであること。**
 - 二 **能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。**
 - 三 **定率又は定額をもって明確に定められていること。**
 - 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

5 上下水道料金の原則と現在の料金

(2) 現在の上下水道料金

・水道事業

■メーター使用料(1箇月)

| 量水器口径 | 使用料 |
|--------|--------|
| 13mm | 120円 |
| 20mm | 160円 |
| 25mm | 190円 |
| 30mm | 430円 |
| 40mm | 540円 |
| 50mm | 1,010円 |
| 75mm以上 | 1,200円 |

■用途別使用料(1箇月)

| 種別 | 用途 | 使用料 | | | |
|----|---------------------------------|------------------|--------|---|---------------------------|
| | | 基本水量 | 基本料金 | 超過水量 | 超過料金(1m ³ につき) |
| 専用 | 一般用 (家庭用) | 8m ³ | 1,000円 | 9m ³ を超え15m ³ まで | 160円 |
| | | | | 16m ³ を超え20m ³ まで | 170円 |
| | | | | 21m ³ を超え30m ³ まで | 180円 |
| | | | | 31m ³ を超えるもの | 190円 |
| | 業務用 (営業用) (官公署用) (工場用) | 10m ³ | 1,900円 | 11m ³ を超え30m ³ まで | 210円 |
| | | | | 31m ³ を超え100m ³ まで | 230円 |
| | | | | 101m ³ を超え500m ³ まで | 250円 |
| | | | | 501m ³ を超えるもの | 230円 |
| 臨時 | 臨時用 | 10m ³ | 1,900円 | 11m ³ を超えるもの | 250円 |

※使用料は税抜額で1箇月分を表示

一般用・・・主として一般家庭の日常生活に使用するもの。

業務用・・・料理店、飲食店、官公署、工場及び娯楽場の用に使用するもの。

臨時用・・・工事その他の理由により一時的に使用するもの。(6ヵ月以内の期間)

<家庭で1箇月に20m³使用した場合(口径13mm)>

水道料金=120円(メーター使用料)+1,000円(基本水量8m³)

+160円(超過料金)×7m³(超過水量)

+170円(超過料金)×5m³(超過水量)=3,090円(税抜)

5 上下水道料金の原則と現在の料金

(2) 現在の上下水道料金

・下水道事業

■メーター使用料

| 口径 | 使用料(円) |
|------|--------|
| 13mm | 120 |
| 20mm | 160 |
| 25mm | 210 |
| 30mm | 490 |
| 40mm | 760 |
| 50mm | 1,480 |

■従量制料金

| 料金区分 | 水量区分(m ³) | 使用料(円) |
|--------------------------------|-----------------------|--------|
| 基本使用料 | ～ 10 | 1,500 |
| 超過使用料 (1m ³ につき) | 11 ～ 20 | 160 |
| | 21 ～ 30 | 170 |
| | 31 ～ 50 | 180 |
| | 51 ～ 100 | 200 |
| | 101 ～ | 220 |

■人数制

| 人数 | 認定水量 (m ³) | 使用料(円) |
|-----|------------------------|--------|
| 1人 | 8 | 1,500 |
| 2人 | 15 | 2,300 |
| 3人 | 23 | 3,610 |
| 4人 | 29 | 4,630 |
| 5人 | 35 | 5,700 |
| 6人 | 41 | 6,780 |
| 7人 | 47 | 7,860 |
| 8人 | 53 | 9,000 |
| 9人 | 59 | 10,200 |
| 10人 | 65 | 11,400 |

※使用料は税抜額で1箇月分を表示

従量制・・・使用した水量に応じて料金を徴収する制度
(市内水道利用者が対象)

人数制・・・居住している人数に応じて料金を徴収する制度
(井戸水利用者などが対象)

<従量制で1箇月に20m³使用した場合>

下水道料金=1,500円(基本水量10m³)

+160円(超過料金)×10m³(超過水量)=3,100円(税抜)

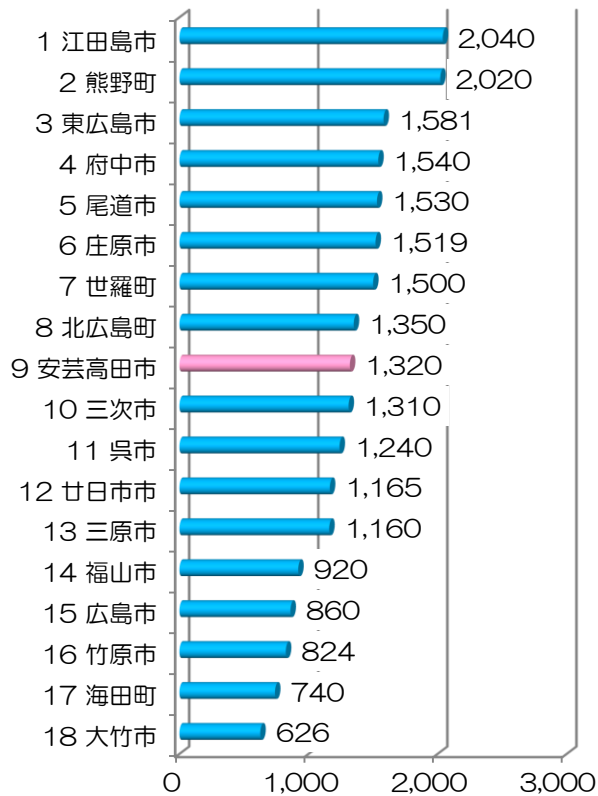
下水用メーター・・・井戸水などで使用した水量、または散水などに使用した下水へ流れない水を測定する機器
(実際の使用水量を測定するための機器)

5 上下水道料金の原則と現在の料金

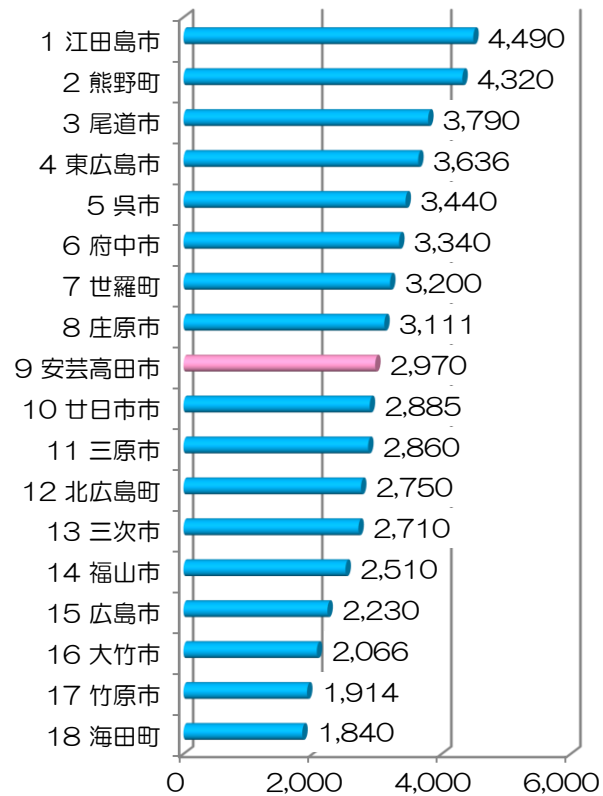
(参考) 料金水準の県内比較 (平成28年度比較)

・水道料金の県内比較 (家庭用: 10m³~30m³)

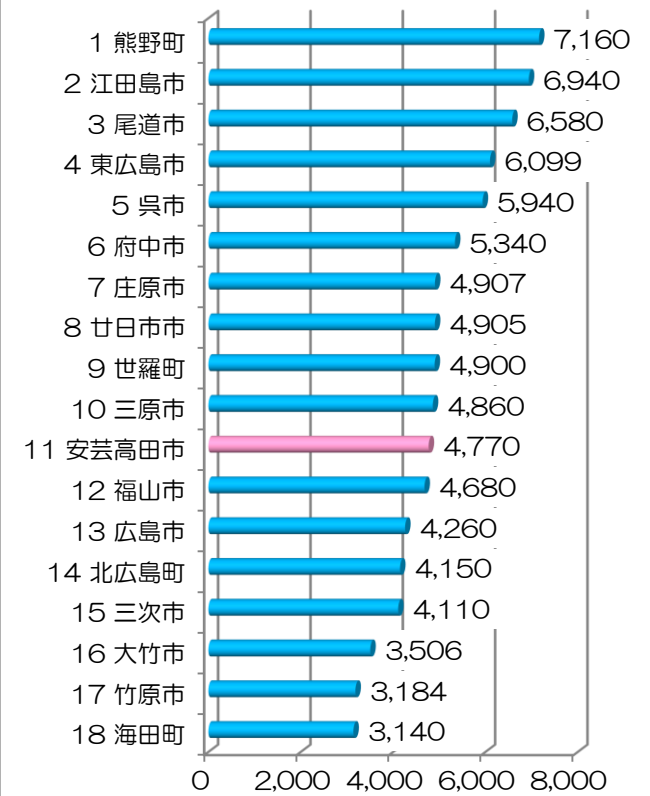
使用料金(10m³/月) (円・税抜・メーター使用料抜)



使用料金(20m³/月) (円・税抜・メーター使用料抜)



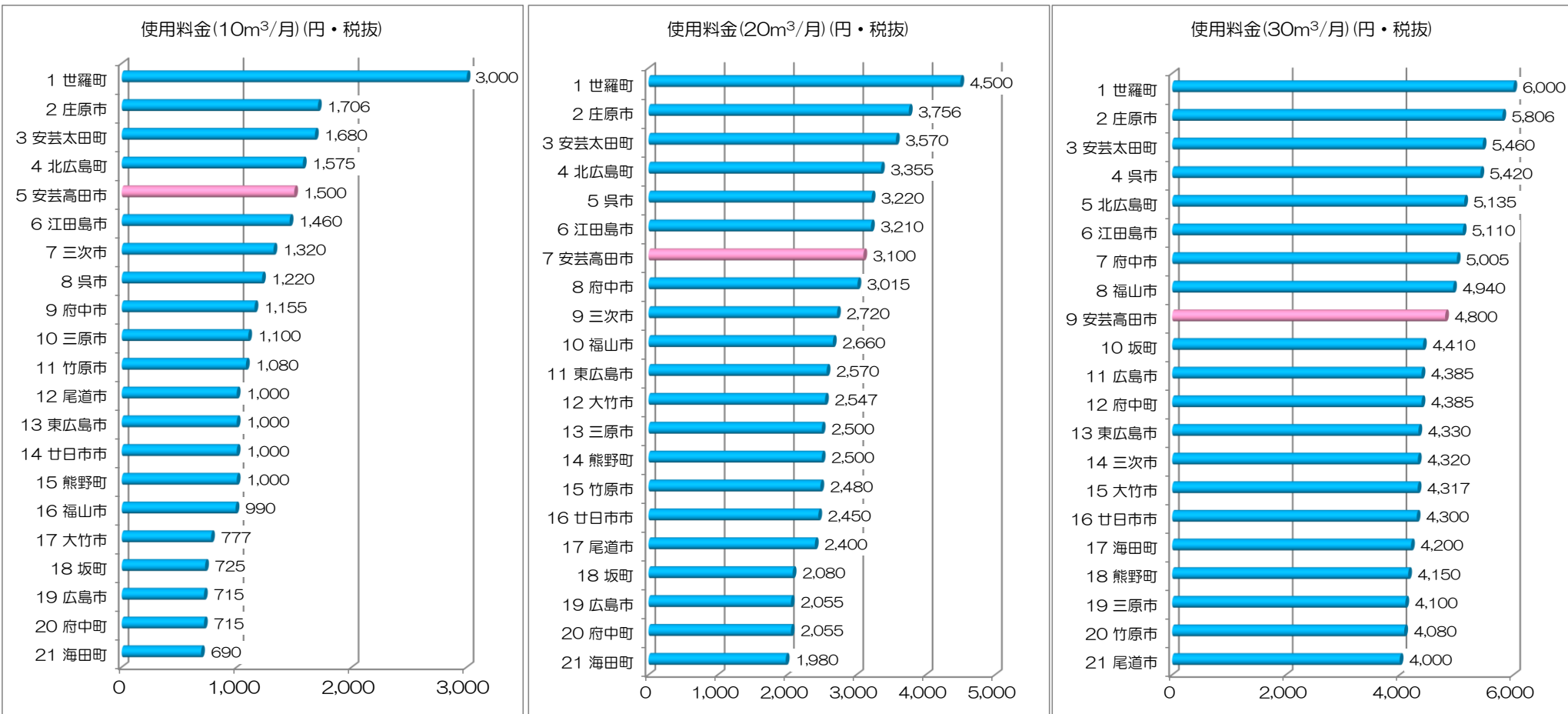
使用料金(30m³/月) (円・税抜・メーター使用料抜)



5 上下水道料金の原則と現在の料金

(参考) 料金水準の県内比較 (平成28年度比較)

・下水道料金の県内比較 (一般家庭汚水: 10m³~30m³)



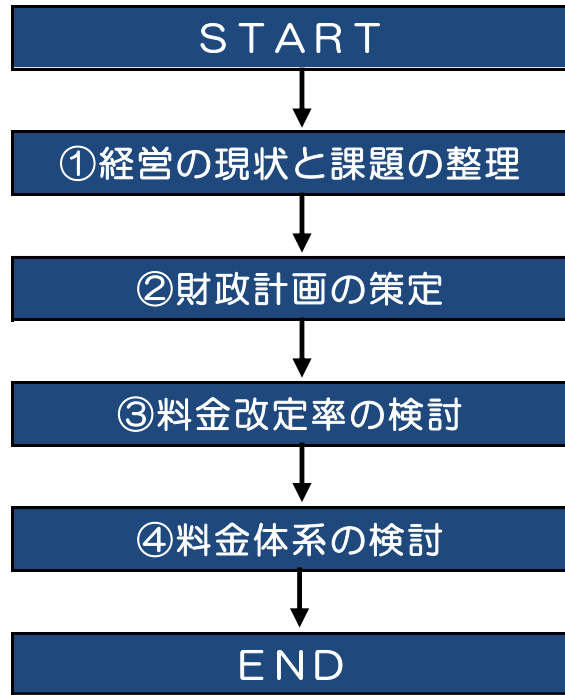
6 上下水道料金の検討手順

■ 検討にあたっての指針・マニュアル

(水道) 水道料金算定要領平成27年2月公益社団法人日本水道協会

(下水道) 下水道使用料算定の基本的考え方2016年度版社団法人日本下水道協会

■ 検討手順



① 経営の現状と課題の整理

- ・ 水道事業・下水道事業における経営の現状と課題について整理
- ・ 指標等により、他都市との比較

② 財政計画の策定

- ・ 料金算定期間（今回は平成30年度～32年度の3年間）
- ・ 水需要（水道）、有収水量（下水道）の将来予測
- ・ 将来実施事業（新設・更新等）としての事業計画を整理
- ・ 財政収支を考慮した、財政シミュレーションの実施

③ 料金改定率の検討

- ・ 財政シミュレーションで複数ケースの料金改定率について検討
- ※「料金改定率」：改定前の料金総額に対して、増収する額の合計の比率を示す

④ 料金体系の検討

- ・ 基本料金や従量制料金設定の検討
- ・ 水量区分別の料金設定の検討
- ・ 水量別の改定前後の料金、使用料の変化確認

7 今後のスケジュール

| 平成29年度 | | | | | | | | |
|--------|----|------|------------|------------|------------|----|------------|--|
| | | | | | | | スケジュール概要 | |
| 項目 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| ◎審議会 | | 委員委嘱 | | | | | | |
| | | | 10月 23日 | 11月 下旬 | 1月 中旬 | | 3月 中旬 | |
| | | | → | | | | | |
| | | | 第1回 審議会 | 第2回 審議会 | 第3回 審議会 | | 第4回 審議会 | |
| | | | | | | | | |

【参考資料】用語解説①

- 水需要・・・・・・・・・・ 水道として供給する全水量
- 有収水量・・・・・・・・・・ 料金徴収の対象となる水量
- 有収率・・・・・・・・・・ 給水量に占める有収水量の割合（有収水量÷給水量）
- 給水区域内人口・・・・ 水道事業の給水区域内の人口
- 給水人口・・・・・・・・・・ 水道事業より給水を受けている人口
- 給水普及率・・・・・・・・ 給水区域内の水道の普及率であり、給水人口を給水区域内人口で除した値
- 1日最大給水量・・・・ 1年のうち1日給水量が最大の日の水量
- 計画給水人口・・・・ 水道事業計画で定められている給水人口であり水道施設規模決定する要因の一つ。水道事業認可で決定される
- 計画1日最大給水量・・・・ 1年のうち1日給水量が最大の日の計画水量。水道を整備する上での目標とし、水道事業認可で決定される

- 計画行政人口・・・・・・ 行政区域内の人口の計画値
- 区域内人口・・・・・・ 下水道が整備される区域内の人口
- 総合計画・・・・・・ 行政運営の総合的な指針となる計画
- 整備人口・・・・・・ 下水道が使える人の数
- 水洗化人口・・・・・・ 下水道が使える人のうち、実際に下水道を使っている人の数
- 整備率・・・・・・ 下水道が整備される区域内の人口のうち、下水道が使える人の数の割合
- 汚水衛生処理率・・・・ 下水道が整備される区域内の人口のうち、実際に下水道を使っている人の数の割合
- 供給単価・・・・・・ 水道水1m³を販売すると、どれだけ料金収入があるかを示す指標
- 給水原価・・・・・・ 水道水1m³を給水するために、どれだけの費用がかかっているかを示す指標
- 料金回収率・・・・・・ 水道料金収入で給水費用をどれだけ回収できているかを示す指標

- 使用料単価・・・・・・・・ 下水道の使用によって汚水1m³当り、どれだけ料金収入があるかを示す指標
- 汚水処理原価・・・・・・・・ 汚水1m³を処理するために、どれだけの費用がかかっているかを示す指標
- 経費回収率・・・・・・・・ 使用料収入で汚水処理費をどれだけ回収できているかを示す指標
- 料金体系・・・・・・・・ 徴収する料金を決める基本料金や水量単価の体系
- 料金改定率・・・・・・・・ 改定前の料金総額に対して、増収する額の合計の比率
- 繰入金（基準内）・・ 総務省通知の基準に則った繰入金であり、一般会計（税収入）が負担している財源
- 繰入金（基準外）・・ 総務省通知の基準以外の繰入金であり、主に財源不足を賄うために一般会計（税収入）が負担している財源